

第八十七回国会 衆議院 通信委員會議事録 第九号

(三三三)

昭和五十四年四月二十六日(木曜日)

午前十時五分開議

出席委員

委員長 石野 久男君

理事 加藤常太郎君

理事 宮崎 茂一君

理事 久保 等君

理事 鳥居 一雄君

安倍晋太郎君

伊藤宗一郎君

玉生 孝久君

原田昇左右君

村上 勇君

鈴木 強君

田中 昭二君

藤原ひろ子君

出席國務大臣

郵政大臣 白濱 仁吉君

出席政府委員

郵政政務次官 亀井 久興君

郵政大臣官房長 林 乙也君

郵政省電波監理局長 平野 正雄君

委員外の出席者

行政管理庁行政管理局管理官 武智 敏夫君

行政管理庁行政監察局調整課長 能勢 安雄君

行政管理庁行政監察局監察官 塚原 喜朗君

大蔵省主計局主計官 小粥 正巳君

日本電信電話公社総裁 秋草 篤二君

日本電信電話公社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公社総務理事 好本 巧君

理事 左藤 恵君

理事 渡辺 秀央君

理事 野口 幸一君

理事 青山 丘君

足立 篤郎君

龜岡 高夫君

長谷川四郎君

堀之内久男君

阿部末喜男君

武部 文君

竹内 勝彦君

伊藤 公介君

委員の異動

四月二十六日

辭任

倉石 忠雄君

推名悦三郎君

同日

辭任

玉生 孝久君

原田昇左右君

補欠選任

玉生 孝久君

原田昇左右君

補欠選任

倉石 忠雄君

推名悦三郎君

本日

の會議に付した案件

連合審査會開會申入れに関する件

参考人出頭要求に関する件

通信・放送衛星機構法案(内閣提出第三三三號)

○石野委員長

これより會議を開きます。

この際、連合審査會開會申入れに関する件についてお諮りいたします。

文教委員會において審査中の内閣提出、放送大

学学園法案について、連合審査會開會の申し入れ

を行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石野委員長

御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

なお、連合審査會につきましては、文教委員長

と協議の上、追って公報をもってお知らせするこ

といたします。

○石野委員長

通信・放送衛星機構法案を議題と

いたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。鳥居一雄君。

○鳥居委員

法案の質問を行いたいと思ひます。

この機構の業務を見てみますと、BS、CSだ

けの管理運用を行おう、そういうことでありま

す。現在、衛星を考へてみますと、氣象衛星、気

象観測を目的とした衛星あるいは科学衛星、さ

まざまざと見えてきます。現在上がつてゐるものだけで十

七個、東大が十個持ち、あるいは電離層観測衛星

というところで郵政が持ち、政府各省庁にしてもそ

れぞれがそれぞれの目的を持ってこの管理運用を

行ひ、こういう形になつてゐるわけでありま

す。効率的な運用というものを考へてみた場合

に、一元的な運用ができないものか、こういう疑

問がございます。それで政府として、この一元的

な運用という点については検討がなされてゐるの

かないのか、行管あるいは國務大臣として大臣

から伺いたいと思ひます。

○平野政府委員

お答え申し上げます。

わが国におきまして通信衛星及び放送衛星につ

きましては、先生御承知のように非常にその需要

も強くございますし、かつ実験用のCS、BSの

経験にかんがみましても、技術的にも打ち上げあ

るいは利用の可能な段階に達してゐるという状況

でございますけれども、この通信衛星及び放送衛

星以外の衛星につきましては、現在研究または技

術開発の段階でございます。実用化の用途及び

その時期が明確でないわけでございます。したが

いまして、当面通信衛星及び放送衛星について人

工衛星の管理機構を考へるわけでございませう

けれども、この通信衛星及び放送衛星以外の衛星の

実用化が明確になつた段階におきましては、ただ

いま先生御指摘のように、國家的見地から最も効

率的な管理体制のあり方について検討していく必

要があるというふうに存じておるわけでございま

す。

○鳥居委員

行管に伺ひますが、現在人工衛星が

十七個あるわけですね。実験あるいは実用化を目

指して現に上がつてゐるわけですが、この人工衛

星の管理運用を含めて行政監察の計画をお持ちで

しょうか。それからもう一つは打ち上げに必要な

ロケット技術であります。この打ち上げの問題

を含めて、いかがでしょうか。

○武智説明員

お答えいたします。

担当でございますので、監察の方が担当になる

わけでございますので、明快にはお答えできなく

いわけでございますが、私が知つておる限りで

は、当面、衛星についての監察はないというふう

に理解いたしております。

それから、先ほど先生の御質問にございましたよ

うに、十七の衛星につきましては一元的に管理運用す

べきでないかという問いにつきましては、先ほど

電波監理局長さんからお答えになりましたとおり、

現段階におきましては通信衛星あるいは放送衛星

以外につきましてはまだ実用段階に達してないとい

うことで、ほかの衛星につきましては実用にな

つた段階におきまして、まさに先生御指摘のよう

に國家的見地に立つてその効率的な管理運営体制

について検討すべきだというふうに考へておりま

す。

○鳥居委員 この機構が行うことになっている業務についてであります、非常に重要な国家施策とも言えることでもあります。人工衛星は御存じのとおり無限に上げられるものではありません。有限のものである以上、国としてその業務を行っていくか、あるいはそれにかわって特殊法人が行うのか、単なる認可法人が行い得るものであるか、こういう疑問を持つのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○平野政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生申されましたように、通信、放送衛星機構の業務を考えた場合に、非常に公共性の高い業務であることは論をまたないわけでありますが、一方その業務が、機構法案の業務の項にもございますように、衛星が搭載しております通信用の設備を使用したしまして各ユーザーが宇宙局を開設してその業務のために利用するというところでございまして、その業務が民間の行い事業経営的な性格を有しておるわけでございまして、したがって、どうしても民間の創意工夫と協力によりまして一層の発展が期待されるというふうな考えでおります。そういった意味から、民間の発意によって設立をし、民間の事業として運営する必要がある。しかしながら、宇宙条約等の関係からいたしまして政府が必要な監督を行うことが最も適当であるという観点に立ちまして、特殊法人とはしないで認可法人として設立することが最も適当であろうというふうに考えておるところでございます。

○鳥居委員 こうした国家的事業で、しかも行政監察ができない形、特殊法人であれば行政監察も及ぶ、しかし認可法人であるがために民間の創意工夫にゆだねられる形で通信放送あるいは放送衛星の業務が行われる、こういう形がいいのでしょうか。つまり、限られた国民の財産が効率的に運用されているのかどうか、認可法人であることの調査の対象にもならないわけですか。この点どうなんでしょうか。行政監察の対象になり得ますか、認可法人の場合。

○武智説明員 お答えいたします。

これは先ほど申し上げましたとおり、私実は監察でないものですから、若干正確でない点があるかもしれませんが、私が知っておる限りにおきましては、認可法人につきましては監察の対象にならないというふうに理解いたしております。

○鳥居委員 答弁のとおり、監察の対象にはなり得ない認可法人ですね。ですからこれは、業務を行う機構を認可法人という形で存在させようということ自体は無理があるのじゃないかと思うのです。この点につきましてはさらに精査しなければならぬ問題だと思えます。

それから、政府が五〇%出資いたします。そして残りの五〇%をNTT、KDD、NHKによる出資額とする、こうありますけれども、有限の国民の財産という立場からいって、中途半端な出資ということにならないだろうか、むしろこれは国の事業として考えるべき筋合いの事業ではないのか、こんな疑問が起るわけです。まず、五〇%の根拠、大蔵省も来ていらつしやと思えますが、大蔵省と郵政省とのかけひきの中で五〇%という真ん中が出てきたものなのか、必然的に五〇%なのか、この辺はどうなんでしょうか。

○小粥説明員 お答え申し上げます。

先般来お話がございましたように、通信衛星あるいは放送衛星を管理いたしますこの機構の業務でございますけれども、これは先生の御指摘のよう非常に国の仕事といたしまして大事なものでございまして、ただ、同時にこの仕事は、利用機関の通信需要に直接かかるといふ要素もまた多分にございます。まあこれを定量的に明確に二分の一ずつであると衡量することはなかなかむずかしいかと思ひますけれども、事柄の性質といたしまして、申し上げましたように出資を予定しております利用機関の通信需要にこれといたすという要素、それから国の事業としても非常に大事な業務であるという要素、ちょうど双方の要素から成り立っている。そういう意味で、予算編成の過程でも郵政省と十分御相談をいたしまして、ただいまのよ

うな割合でお願いをしよう、そういうことになったわけでございます。

○鳥居委員 政府以外の出資者を公社、KDD、NHKとした理由、これはどんな理由によるものでしょうか。

○平野政府委員 お答え申し上げます。

いわゆる第一世代の通信衛星及び放送衛星につきましては、地上系のシステムだけでは確保することが困難であるというふうに考えられております。すなわて公共性の高い業務、たとえば非常災害時の通信でございますとか、辺地及び離島との通信でございますとか、あるいは放送法によりまして要請されておりますNHKのテレビジョン放送の業務に使用させることが適当であるというふうに考えられるわけでございまして、当初の段階におきましては、通信衛星、放送衛星の機能との関連もございまして、したがって、そういったことをもろもろ考慮いたしまして、衛星の利用者となる電電公社及びNHKに出資をお願いするということにいたしましたわけでございまして。またKDDにつきましましては、本機構の運営でございますとか、あるいは国際協力を推進するに当たりまして、KDDがこれまで衛星通信の経験を非常にたくさん持つていらつしやというようなことを考慮するとともに、この通信衛星を利用いたしまして、将来におけるKDDによる通信の利用というものの、その可能性を考慮の中に含めまして出資をお願いをする、予定をするということにいたしましたわけでございまして。

○鳥居委員 そうすると、いわゆる通信一家ということになるのですけれども、世間では非常に厳しいですね。そうしたたとえば出資について言えば、KDD、NTT、NHKに限ったその枠の中で、先ほどの答弁の中にも民間の発意と創意工夫によって行つていくという言いながら、限られたいわゆる通信一家の内々でその切り回しをやっていく、こういう形になっているわけですね。これをもうと広く、言っているとおりの民間に開いていく、こう

いう考え方はないのでしょいか。この機構法案からは完全に閉ざしてしまつていっていいと思ふのですけれどもね。たとえば新聞協会はその部会の中で、今回のこの機構法案について意見を述べています。もっと広げるべきである。あるいは民放という立場は事実上のユーザーになる、直接近々になるという意味じゃなくても、NHKがユーザーでありますから、対置される立場にある。あるいは民放連といふですか、そういう重大な関心を持つそれぞれのグループに対して、門戸は一体開かれていけるものなんですか。

○平野政府委員 お答え申し上げます。

通信衛星、放送衛星を利用するいわゆる利用者の立場というものとそれから放送衛星機構に出資をするいわゆる出資者の立場と、両方あるかと思ふのでございまして。それで法律上は、利用者となり得るためには人工衛星搭載の無線局の免許を取得することが必要でございまして、言いかえまして、出資者となり得ても、人工衛星搭載の無線局の免許を取得しなければ利用者となることはできないということになるわけでございまして。また、法律上は、利用者となるためには出資者となる条件とは定めてないわけでございます。リンクはしてない、こういうふうにお考えただければ結構だと思ひます。また、政府以外の出資者につきましては、運営評議員に任命されることができるといふことに相なるわけでございまして、必ずしも任命されるとは限りません。こういう出資者と利用者との関係が出てくるわけでございまして。

したがって、先生御指摘の電電公社、国際電電、NHK以外の者が出資することにつきましては、これはやはり機構の将来問題といたしまして慎重に検討していく必要があるであらう。また一方、ただいま申し上げましたように、この通信、放送衛星機構と契約ができて、そして電波法による免許がなされるということになりますれば、これはただいま申しました三者以外の方々が利用する道は広く開かれておる、こういうことに

相なるわけでございます。

特に通信衛星につきましては、いわゆる国以外の公衆通信という形で電電公社が公衆通信用に使用を計画していらっしゃる、こういうことになっておりますので、そういった利用面も国民に向けて広く開かれておる、こういうふう存じております。

○鳥居委員 この機構法案の前提として、自前で上げるということが当然考えられたらと思うのです。つまり通信用と言えは国内通信ではN T Tです。N T Tが自分の力で打ち上げをやり、自分の力で管理をしていく方法ですね。あるいは放送衛星で言えば、NHKが独自で上げるとすればBSを上げる。そうすると、これは費用の点を考えずにの話ですけども、そういう道と、今回こういう形で通信と放送に限っての管理運用をやるという機構をつくる、その前提でどういう検討がなされたのでしょうか。全くその道を閉ざしてしまつたのでしょうか。

○平野政府委員 現在実験をいたしておりますC S及びBSが昭和四十八年ごろから国によって始められた、こういうことでございます。その事前におきまして、先生がおっしゃいましたように、たとえばNHKが自前で衛星を打ち上げたい、あるいは電電公社が自前で衛星を打ち上げたい、そういうお話があったことは事実でございます。しかしその時点から、郵政省の中にいわゆる四者協議会と申しますか、電電公社、NHKあるいは国際電電、それに政府が加わるといふような形でいろいろと検討を進めてまいつたわけでござい

ます。その検討の中で、やはり相当金が必要になってくるということでございます。それから技術的にも日進月歩である。非常に速いテンポで技術が進められる。したがって、そういった研究なり実用に携わる要員そのものも並み大抵のことではないということでございます。そういう観点から、これはやはり国が中心になりまして、そして国がある程度責任を持つような形でまず通信衛

星、放送衛星を実験段階として打ち上げようではないか、その成果を踏まえて将来の通信衛星、放送衛星のあるべき姿というものを考えてまいりましょうというところで、諸先生の御指導を得ながら現在に至つておる、こういう状況でございます。

それで、一応通信衛星、放送衛星が実験段階といひながら打ち上げられまして、そしていよいよその成果を踏まえながら、実用に供し得るという段階になってきた。相当な日時と国費を投じた結果、いよいよ実用に手がかる、しかも需要もある、また技術的にも打ち上げが可能であるという段階になりましたときに、通信衛星、放送衛星と申しますのは、静止衛星である限りにおきましてはどうしても軌道を専有する必要がある、あるいは周波数を専有する必要がある。しかも、将来だんだん衛星自身が大型になる可能性もある。そういったときに、地上にそれぞれの目的に応じましてたくさんの地球局ができることによって地上系との通信関係というものを考慮していく必要があるであらうというふうなことをもろもろ考慮をいたしましたときに、これはやはり通信衛星、放送衛星につきましては一元的に管理運用していくことが最も放送衛星あるいは通信衛星の進歩発達を国民に還元する道として有効であらう、望ましい姿ではないかという話を、相当長期間かけまして検討してまいつたわけでございます。

一方、郵政大臣の諮問機関でございます電波技術審議会の中におきましても、そのような技術的な考慮の面からではございますが、あり方というふうなものをいろいろ御検討いただきましたときに、やはり相当一元的な考慮を払っていかなければ、なかなかたかさんの無制限な軌道が確保できるわけでもないし、あるいはその周波数自身も、宇宙における問題だけではなくて、やはり地球上の、日本国内の周波数との専用関係というものを相当きちっと整理していかないと目的達成がむずかしいであらうというふうなことを御指示をいただいたこともあつたわけでございまして、もろもろの観点から検討した結果がやはり一元化が望まし

いであらう、そういうことに相なつておるわけでござい

○鳥居委員 打ち上げる範囲ですけれども、他に委託をして打ち上げる、これはどんな意味ですか。

○平野政府委員 機構の業務の重要なポイントでございますけれども、みづから製作し打ち上げるのではない、いわゆる機構以外の者に委託をして衛星を製作をして打ち上げていただく、こういう趣旨でございます。

○鳥居委員 国策としてこのNロケットの開発をやつてまいりました。開発計画としてはH Iロケットの開発まで含めてですね。今度の、これからBS、CSを打ち上げようということについてはN II型ロケットを使おう、N II型で目標として三百五十キロ。N III型をもし使つたとしても、大体たかだか五百キロ程度程度の重量であらう。八〇年代を展望したときに、一トン以上の重量のものを打ち上げようという要求にとてもこれをえられる計画とは見えませんし、ソー・デルタ二九一四でアメリカでは打ち上げよう。これにかえて将来は、八〇年から八一年にかけてシャトルを使おう。シャトルにすると三分の一程度で経費が済む。経費を度外視した人工衛星計画なんというものはないと思うのです。ですから、国策である日本のロケット開発と、今回の実用衛星打ち上げに当たつて巨額の費用を投じてやつていくことについて、ロケット開発に縛られ過ぎる心配がないかどうか、こういう心配をされているわけですか。

○平野政府委員 お答え申し上げます。先生御承知のように、わが国におきましては、実用衛星等の打ち上げに幅広く利用するのととも、より大型の人工衛星打ち上げ用ロケットの開発に資するという目的をもちまして、いわゆるNシリーズのロケットの開発が宇宙開発事業団の手によつて進められておるわけでございまして、このうちN Iロケットは重量約百三十キログラムの衛

星を静止軌道に打ち上げる能力を有しておる、そういうロケットでございます。

また、現在開発に精を出しておりますN IIロケットは、昭和五十六年度以降に打ち上げが要望されております通信、放送、気象観測、地球観測等の分野の人工衛星の打ち上げに対処するために、御指摘のように約三百五十キログラムの静止衛星の打ち上げ能力を有するものとして開発が進められておるわけでございます。

また同事業団におきましては、昭和五十年代末から六十年代にかけて打ち上げが検討されております放送衛星あるいは航行援助衛星、管制等の分野の大型人工衛星の打ち上げに対処するために、重量五百キログラム以上の静止衛星を打ち上げる能力を有するいわゆるH Iロケットを開発しようとしておるわけでございます。このロケットの開発に当たりましては、液体酸素、液体水素を推進薬とするエンジンの採用を図るとともに、誘導制御システムの高精度化等を図りまして性能の向上を期待したいということになっておるわけでございまして、H Iロケットの衛星の打ち上げ能力等につきましては現在宇宙開発委員会におきまして審議中でございまして、果たしてその打ち上げ能力が一トン以上を達成できるかどうかということには疑義がございまして、一つには、昭和六十年代に向けて大型の人工衛星の打ち上げ需要にこたえられるように開発が進められつつあるという状況でございます。この状況が果たして是か否か、一つにはこういうことになるわけでございまして、私どももいたしましては、たとえばアメリカにおいてCS、BSを打ち上げていたが、その衛星が御指摘のように三九一四であった。あるいは五百キログラム級の衛星を将来志向するとすれば二九一四になる。あるいは先生が御指摘のような新しい飛しょう物体と申しますか、ロケットと申しますか、そういった時代にいずれ入つていくであらうということを考慮いたしましたときに、実はまだ見通しが十分につけにくい状況もあるわけでござい

また一方、もうすでにその実験を行い、実用化試験も行い、そうしていよいよ実用に入っていくというところには、やはり日本の手においてできるだけのところまではやっておく必要があるであろう。少々お金がかかりましても、日本の国力の許す範囲におさまって将来に向けての宇宙開発の土台になり得るような、またその実用性が確保できる程度の衛星、これは言いかえますと、五十七年、五十八年に向けてのNIIロケットでございますし、それから昭和六十年代に向けてのより大型の衛星でございます。それ以降の国際的な動きには十二分に弾力的に対応しながら、お金の点でございますとか能力の点でございますとか、幾らたくさんさんの衛星が同時に打ち上がると申しましても、そのような可能性があるのかないのか、かえって一発や二発そういった大きなもので持つていくよりは、やはり自前の単発型の方がいい場合もあるかと思っております。その辺を、やはり従来からおしやっておりますように、国の宇宙開発の一環として従来どおりひとつその辺までは進めていく必要があるのではなからうか、そういうふう存じておるわけでございます。

○鳥居委員 従来のロケットで打ち上げる方式から、SBSが新しく業務を開始しようというアメリカの最先端の技術でさえもシャトルを使う方式に転換をしているのですね。八一年には打ち上げよう。エンジントラブルあるいはソフトウェアのトラブルで実験が失敗に終わっている。そういうことは乗り越えて、経費の削減のために、打ち上げ費用三分の一で済むという積算をしております。そういう時代に、やみくもに突っ走っていくという姿勢がこれでいいのか。そういう方式の転換が不可能なことであるならば、これはもう考えものだと思うのですよ。どうなんですか。

○平野政府委員 実はロケットにつきましましては郵政省は専門家ではございませんので、若干私どもの考え方が入ってくるかと思えますけれども、スペースシャトルにつきましても実はまだ予定どおり実験が完了しておらない。果たして予定どおり実用になるのやらどうやらという点が、先生も御指摘になりましたように若干懸念があると思えます。したがって、宇宙開発委員会での考え方といたしまして、スペースシャトルといういわゆる新しい方法が将来性を持つておるといふことは十分にわかるわけでございますけれども、やはり弾力的に対応していく必要があるのではないかといいことでございまして、私どももいたしまして、もいつまでもロケットに引張られるつもりはないわけでございます。先ほども申しましたように、機構が打ち上げていただきます第一世代の通信衛星、放送衛星につきましてはNIIロケットを志向する。しかしその以降におきましては、これは慎重に検討する必要があると思えます。CS1あるいはBS2に準ずるような機能を持ちました衛星がなお次の段階で打ち上がるといふ可能性が出てまいりますならば、当然のこととしてそのNIIロケットによる衛星の製作、打ち上げがより効率的なローコストの場合によれば諸外国に十分に対応できるような性格のものになつてもいいという期待をわれわれ持つておるわけでございますし、そういった点につきましては宇宙開発委員会なり宇宙開発事業団も十二分に了解をしておる、こういうふうなわれわれは受け取っております。このようにいうにわれわれは受け取っておりますわけでございます。なおかつ、そういう時代におきましてスペースシャトルとどういって太刀打ちができないというふうなケースがもし仮に想定されるならば、十分に弾力的に対応していく必要があるのではなからうか、そういうふう存じておるわけでございます。

○鳥居委員 機構法案の責任を持って答弁に当たっている人が、打ち上げ費用を軽減させられる方法を聞かれてわからないようじゃ困るのですよ。これは衛星部分もわかり、打ち上げ部分もわかり。ユーザーが、たとえばNHKを挙げますよ、BSの場合NHK、そうすると、費用をかけて、それなりの効果を期待するのは当然ですね。いま離れ解消のために何とかしてBSを利用できるようにしよう——当然コストを考えるわけですよ。そのときに、高いお荷物をしよされる形のそういうお仕着せじやならないと私は思うのです。NHKの場合に、受信料で成り立っている公共放送です。これは、この受信している人が支払う受信料がロケット打ち上げの費用まで負担をしなければならぬという矛盾があるのですよ。その受信する手段として間接的にロケット打ち上げをしなればならぬ。であるならば、経費はなるべくかけない方法の選択、これがNHKとしては当然だと思ふのです。その選択の道がユーザーとしてあるのです。NII型ロケット、三百五十キロの重量のものを打ち上げる。その次は五百キロ目指してH型、費用の点では大変な費用。しかも、いま言われている打ち上げ費用の分担割合は四分六で、六割も持たされる。こういう中で、打ち上げ費用をなるべく少なくしようとかあるいは衛星部分の経費を少なくしていこう、こういう意向がこの機構の中で届くのですか、どうなんですか。

○平野政府委員 先ほどお答えの中で申し上げましたのは、私もロケットそのものの専門家ではございませんので、将来日本のロケット開発がどちらの方へ向いて、どういったところまで国策として進んでいくのかということにつきましては、若干私だけの答えでは足りないのではないかといいことを申し上げたわけでございます。ただ、先生が先ほど来申しておられるような意味におきまして果たしてそういうふうな衛星本体打ち上げのための手法としてのロケットの道というのが、国内的にも国際的にも、広い目で見るときに選択の可能性ありや否や、それだけの余地が残っておるかどうかということに関連いたしました。これは先ほども御説明いたしました業務の第一項目でございますように、他に委託をして打ち上げることでございます。必ずしも国内だけとか、海外はだめよと言っておるわけではございませんので、そういう意味では選択の余地が十分に残っておる、そういうふう存じております。

○鳥居委員 打ち上げ費用の負担割合はどういうふうに考えているのですか。巷間言われているとおり四分六ですか。

○平野政府委員 機構に関連いたしました経費の関係につきましては、衛星の製作、打ち上げに連した費用と、それから資本金と二本立てになつておるわけでございます。これは先生御案内のとおりでございます。ただいまお話しございました衛星の製作、打ち上げに関する経費につきましては、実用の通信衛星を五十七年度に打ち上げる、こういうふうな宇宙開発委員会の方で日本の開発計画を御決定いたしておりまして、これに對しまして経費を算定しようとしたわけでございます。そしてその初年度、実はたゞいま先生がおっしゃいますように、国も支出をする。しかしながら、衛星搭載のトランスポンダーを使用いたします。衛星電公社、民間にも支出をいたしたく、そういう形で関係方面と結んでまいつたわけでございます。結局現在の国の財政状態等を勘案して国が四〇%、電電公社が六〇%を予定する。(鳥居委員「CSの場合でしょう」と呼ぶ)はい。CSです。BSにつきましては、同じく宇宙開発委員会でお決まりました昭和五十三年度の宇宙開発計画におきましては、五十八年度打ち上げを目途にして関係機関で十分に詰めなさい、こういうふうな御決定をいたしておるわけでございます。現在関係方面と鋭意検討をしておる、こういうふうな状況でございます。パーセンテージにつきましてはまだ決定はない、こういうことでございまして。

○鳥居委員 有限のものですね。無制限に打ち上げることはできない。私は、そういう有限の財産が、天上の星は国民の財産だと思うのです。そういう意味で、打ち上げる費用あるいは必要施設にかかる費用あるいは管理運行に必要な上りのいわゆる利用料、そういうものを体系づけていく上で、その人工衛星そのものは国民の財産だと、こうするのが自然なんじゃないですか、どうなんですか。

か。これはだれのものなんですか。打ち上げられて、認可法人のものです。私はこの出資の状況からいって、たとえばここにユーザーの一つとしてNHKを出します。NHKは地上施設のために出資金を出資いたします。それで地上施設ができる。打ち上げ費用、六割負担するわけですね。そして打ち上げられた星、これを利用する今度ユーザーという立場があるわけですね。いわばでき上がっている家に住むために家賃を払うわけですね。そういういろいろな側面を持ったユーザー。これは考えてみると、星自体も国民のものかという、国民のものと言いつてもいい。利用する側にとってみても非常に中途半端で、家賃を払わなければならない、自分の家を建てるために出資をしなければならない。これはどんな権利義務が出資から生じるのでしょうか。NHKを例にとつてひとつ答えていただきたい。それから天上の星は国民の財産である、こう言い切れるのが当然だと思ふのですが、どうなんですか。

○平野政府委員 先生がおっしゃいますように、周波数はいわゆる人類の有限な資源である。それと同様に、数年前に行われました電気通信関係の主管庁会議におきましては、衛星の軌道でございましてかあるは衛星に絡まります周波数の利用というものはまさに人類の有限な資源である、そういうところに立点を置きまして、したがって最も公平にそれを利用していかうという道がその条約上も周波数関係の委員会の権限として、任務として与えられたわけでございまして、それを実は日本の通信主管庁といたしましての郵政省が受けまして、衛星に絡まる軌道の位置の問題でございまして、衛星に絡まる軌道の位置の問題でございまして、先ほど来御説明をいたしておりますように、最も効率的、しかも国民の役に立つような形でそういう位置づけで管理を進めていこう、こういうことでございまして。そのためには先ほど来申し上げたような機構というものがそれに最も適したものである、こういうふうな考え方に相立っておりますわけでございます。したがって、先生おっしゃいますように軌道でございましてかあるは周波数というものはまさに国民のもの、こういうふうな考え方に立っておりますわけでございます。

それから、ユーザーが分担保金を機構に支払うことによつて得られる権利でございまして、ユーザーが、放送の場合には放送衛星ということに相なるわけでございまして、衛星の製作、打ち上げに要する経費のいづれ分担保金を機構に支払うことによりまして、まずその衛星搭載の無線設備につきまして、契約内容に従つた利用権を取得するということが相なるかと思ひます。またユーザーは、衛星の製作及び打ち上げに要する経費の総額に對する分担保額、先ほどお話しにございましたように六〇、四〇になるかどうかは別といたしまして、その分担保額の比率に應じて衛星を共有する、こういうことになるわけでございまして。

分担保金以外のユーザーの支出の問題にも関連してくるわけでございまして、このように申し上げますと、機構は独立採算による業務運営を基本原則にせざるを得ない、こういうふうな考えにしておりますので、機構が管理業務等のために費やしたコストについては、適当な原価主義に基づいてユーザーから使用料という形でその対価を求めざるを得ない。これはインテルサット等の場合も大体それに準じた考慮が払われておるということに相なります。また一方、これは先ほど申し上げましたように、分担保金を支払う関連がございまして、責任はもちろなお互いにその額に應じまして受け持つていただく必要があるだろう、こういうふうな考えにしております。

○鳥居委員 行管、見えましたね。答弁してください。○能勢説明員 お答え申し上げます。認可法人が監察の対象となつておるかどうかという御質問の趣旨のように承つておりますが、現行の設置法上で監察の直接の対象となつておりますのは特殊法人だけでございまして、いわゆる認可法人につきましては対象にしておりません。ただし、監察に当たりまして公私の団体に對していろいろの資料の協力を求めることができるという設置法上の規定がございまして、これによりまして、従来からも認可法人等につきまして調査に当たりましていろいろと協力を仰いできておるといふ実情にございまして、以上でございまして。

○鳥居委員 もう一つは、人工衛星十七上がございまして、この監察官が参つておりますので、担当の監察官からお答えいたします。○能勢説明員 これは、私調整課長でございまして、担当の監察官が参つておりますので、担当の監察官からお答えいたします。○塚原説明員 私どもの方で昭和五十二年の四月から六月にかけて、新行政施策の定期調査という形で、通信衛星及び放送衛星開発事業の実施状況に關する調査というのを実施しております。概要を申し上げますと、私どもの新規調査と申しますのは大体五年たつた事業について見直しをするというところで、五十二年には四十七年発足の施策について調査をしたわけでございまして、その一つとしてこれを調査いたしました。四十七年にこの事業が発足した当初と比べて大体事情が變つてきておるものもございまして、したがって、今後は実験段階のみならず利用段階の見直しについてもできる限り明確にして、慎重にこの施策をやつていただきたいという結果を出してございまして、以上でございまして。

○鳥居委員 國際間でスピルオーバーが大変心配され、問題になっております。特に社会主義國では神経をとがらしてありますけれども、このBSの下がりの波は技術開発の上で心配ないものでしょうか。○平野政府委員 先生ただいま御指摘のように、國際の宇宙平和利用委員会の中におきまして現在もまだスピルオーバーの問題につきまして結論が出ていないわけでございまして。しかしながら、一方、國際電氣通信連合におけるいろいろな技術的な検討等は相當進捗を見られるわけでございまして、技術的な手法を用いることによりまして相當のスピルオーバーが防止できる可能性がある、こういうことになってまいつておるわけでございまして。

す。その点につきましては今回の実験の中におきましても、いろいろと氣を使いながら検討を進めておるところでございまして、従来から非常に順調に実験が進んでおるといふことを御報告申し上げておるわけでございまして、その項目の中におきましていづれ予定の電界強度、これは先生御承知のように電力関係あるいはアンテナのパターンの關係、衛星の姿勢の關係、そういうものからくる地上における電界強度測定、それらを検討いたしました段階におきましては、ほぼ予定通りのデータが得られておるといふことは、逆に申し上げますと、スピルオーバーにつきましても相當な目算が得られておる、そういうふうな御理解いただきたいと思います。

○鳥居委員 ところで、BSの場合の電波ジャックですが、列島をカバーできる下りの波を電波ジャックするというのは、発想からいっても、これができれば大変な効果があるわけですね。上りの電波の規制という問題について、いまこの機構法案をつくる上でどのくらい考えられておるのでしょうか。技術的にそれから制度上、いかがですか。○平野政府委員 これは非常にむずかしい問題でございまして、地上における電波ジャック対策につきましても、先生方の御指導を得ながら検討を進めておる、こういう状況でございまして。ただ、機構法案を作成する段階と申しますか、一連の問題点の中でどのように考へておるかを御説明申し上げます。

まず宇宙局、人工衛星に搭載されました無線局ですが、これの電波ジャックの問題として、放送衛星の場合と通信衛星の場合があるわけでございまして、放送衛星の宇宙局に地上からの番組を送るためには、先生御承知のように大変な送信装置、アンテナ等が必要でございまして。したがって、まずそういうことは現在の時点としては非常に困難であらうという取り上げ方が一つございまして。それにかかかわらずもう一つの問題が起きます。ときにどうするか、これに對しましては宇宙側の対応と地上側の対応と両方あるわけでございまして。

すが、宇宙局と地上のコントロール局との間の関係について申し上げますと、ほかの衛星に移しかえる、たとえば予備衛星に移しかえるような方法もございいます。あるいは地上の送信、地上局に妨害があったという場合には、地上局に妨害の地上局の使用をやめる、そしてより強力な電波を使用することが出来る局に切りかえる。他方、その法制的な面につきましては、地上とあわせまして検討を進めてまいりたいと思っております。

○鳥居委員 最後には大臣に伺いたいのですが、これはあくまでも機密法案ですね。行為法ではない。つまり、宇宙における通信の基本法というべきものが必要であり、機密法案の前に用意されなければならぬことだと思ふのです。その点、どういうふうにお考えでしょうか。それで質問を終わります。

○平野政府委員 お答え申し上げます。宇宙利用の問題、開発の問題もございしますが、利用の問題につきましては、先ほど申し上げておりますように、海外におきましても国内におきましても進歩発達のために激しい分野でございまして、国際的にもいろいろな検討が取り進められておりますし、国内的にも今後慎重に検討いたしまして、いずれは先生がおっしゃるような基本的な法律が必要であらう、そういうふう存じております。

○鳥居委員 終わります。ありがとうございました。

○石野委員長 次に、青山丘君。

○青山委員 昨日来の質問の中にもすでに取り上げられた部分もありますし、若干やえる点があるかと思ひますが、その辺はまず御了解いただきたいと思ひます。

わが国においては、昭和四十八年以来通信衛星、放送衛星の開発を国家の事業として進めてこられたわけですが、すでに実験用の通信衛星CS、放送衛星BSが順調な実験段階を迎えている、こういう実験の成果を踏まえていよいよ実用の段階を迎えよう、こういうことであらうと思ひ

ます。これらがいよいよ実用化されてまいりますと国民生活に資する面がきわめて大きい、こういう期待を私ももちながら若干の質問をさせていただきますかと思ひます。

現在実用の通信衛星、放送衛星についてはCS及びBSと同規模のものの打ち上げを計画しておられるとのことでありまして、これらの衛星の管理などを行うための機関としてこのたび通信・放送衛星機構を設立されることになるわけですが、このことの最も基本的な理由をまず最初に伺つておきたいと思ひます。

○平野政府委員 お答え申し上げます。機構の主要な業務は、衛星を利用して通信、放送を行おうとするユーザー、いわゆる利用機関に對しまして衛星搭載無線設備を提供することとございまして、非常に事業経営的な性格を有しておりますと考えるわけでございいます。したがって、民間の創意工夫と協力によりましてその事業の一層の発展を依頼するということに考えられるわけでございます。民間の発意によつて民間の事業として行つたことが最も適當であらう、こういうふうな考えでございいます。

一方、機構がその業務を実施するに当たりましては、各利用機関が入つてまいりますので、その利用機関の意見を公正中立な立場から調整いたしまして衛星の効率的な利用を図る上から、国の積極的な指導と助成が必要であらう、こういうふうな考えでございいます。また一般的には、宇宙活動につきましては宇宙条約というのがございまして、国以外の機関の活動でありまして国が国際的な責任を負うということに相なつております。さらに、機構には多額の国家資金が投入されるということに相なりますので、この投入目的に沿つた使用をさせる必要がある。

以上のようないろいろな観点から、この通信衛星、放送衛星の実用化に当たりましては、民間と政府とが協力して進めることが最も適當であらうと考へまして、民間の発意により発起、設立、運営される一方、政府が法律に基づいてその設立を

認可し、必要の限度で指導監督をするという形の認可法人を考えたわけでございいます。

なお、基本的な機構を設立する理由、これは先ほど申し上げておりますような一元的に管理をする必要があるということとございいますけれども、これにつきまして、若干整理をして簡単に御答へさせていただきますかと思ひますが、衛星の静止軌道及び宇宙通信用周波数は、有限な資源でございいます。人類、国民の有限な資源でございまして、これを計画的、効率的に利用するとともに、宇宙通信系と地上通信系との間における周波数の円滑な調整を図るためには衛星を一元的に管理する必要があるであらう、これが第一点でございいます。

第二点といたしましては、衛星の管理等に当たりますと、最新の技術、日進月歩いたしておりますが、この最新の技術と多額の経費が必要となりますので、関係機関の資金、技術及び要員を集めて管理に当たることが効率的であらう、これが第二点でございいます。

第三点といたしましては、実用の通信衛星、放送衛星については複数の利用者が予想されるわけとございまして、各利用者の利害がその時点その時点で調和を必要とするわけでございいますので、そういった各利用者の利害を調整しまして、公正妥當な利用を確保することが必要であらう。

大体この三つの重要なポイントに目を当てまして、一元的な法人を設立しようとするものでございいます。

○青山委員 わが国における通信衛星または放送衛星の管理体制のあり方を考慮する際に、主要諸外国の管理体制の実態も参考にならうかと考えます。

まずアポロ計画、最近ではスペースシャトル計画に代表されるように、世界における最先端の宇宙開発技術を持ち、通信衛星の分野でも最も利用の進んでいるアメリカについてお伺いします。

アメリカにおきましては、公衆電気通信サービスは特定の事業者による独占ではなく、ATTを

初め複数の衛星通信業者によつて運用されているわけでありまして、通信衛星の衛星の管理等についてはどのような体制で行われておりますか、御説明を求めます。

○平野政府委員 ただいま申されております国内通信衛星を運用している国は、実はアメリカ、カナダ、ソ連、インドネシアというような国々でございまして、放送衛星を運用している国は、直接放送受信ではございませぬけれども、ソ連だけというふうな状況になつておるわけでございいます。

この通信衛星の管理体制についてでございますが、技術、経済条件が一定基準を充足すれば衛星通信事業者として自由参入を認めるのがいわゆるアメリカ式のやり方でございます。それに対して、通信衛星の設置、管理等を国の特別の監督の及ぶ一つの機関に独占させているやり方がいわゆるカナダ、ソ連等に代表されるわけでございまして、アメリカにつきましては、したがって一般的によく言われておりますオープン・スカイ・ポリシーと呼ばれるポリシーによりまして衛星通信事業者も通信事業者として取り扱う、そういうたてまえで、アメリカの通信法に基づきましてFCCが事業監督を行つておるというのが現状でございいます。

なお、必要でございましたらばさらに詳細に御説明をしたいと思います。

○青山委員 結構です。

次に、日本のこの法人の資本金に関する問題について少しずつお尋ねさせていただきます。

資本金は政府及び政府以外の者が出資することになっておりますが、政府が出資する理由というのはどの辺にあるのでしょうか。

○平野政府委員 お答え申し上げます。通信衛星、放送衛星は、すでに先生御承知のように実験用のものが打ち上がつておりまして、順調に実験が推移して、多くの成果が得られてつある、そういう状況でございまして、その得られた成果は、実は四十八年以来国がその開発経費を投入した結果得られたものでございまし

て、その成果を踏まえるとともに、国民の需要にこたえるためにできるだけ早く実用化を図りたいというところでございます。そうすることによりまして、国民の福祉向上に資することができるといふふうに考えておるわけでございます。したがって、これらの衛星の実用化促進のための条件を整備していく必要があるわけでございますが、先ほど来申し上げておりますように、民間の創意工夫と協力を得ることが必要でございます。また地上施設につきましては、短期間に多額の投資が必要である、こういうことから、国といたしまして一部資金の援助を行うことによりまして国の監督と助成が及ぶ機関を新たに設立することが必要であらう、新たに機構をつくりまして、各利用機関の意見を中立的な立場から調整するとともに、衛星の効率的な利用を促進していく必要がある、そういうふうな考えでおるわけでございまして、そのような理由から、新たに設立する機構に対しましてその資本金を国と国以外の利用機関が分担して出資をするということにいたしましたわけでございします。

○平野政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、この第一世代の通信衛星、放送衛星につきましては、地上系のシステムのみでは確保することが困難と考えられるきわめて公共性の高い業務、いわゆる非常災害時の通信でございますとか、辺地及び離島等の通信あるいはNHKのテレビジョン放送難視聴対策用に利用することが望ましいというふうな考えをわけでございまして、当初の段階におきまして、衛星の利用者となる電電公社、NHKが出資することにいたしましたわけでございます。またKDDにつきましましては、機構の運営や国際協力を推進するに当たりましてこれまでの衛星通信の経験等を活用することのほか、将来における衛星の利用の可能性も考えられるので、出資をお願いしたいというふうな考えでおるわけでございます。

なお、地域衛星との関連が非常に重要な問題でございますけれども、現在国内衛星を地域衛星として使用したいというふうなことで、世界の数地区におきまして関係方面と接洽がなされておるといふふうに承知をしておるところでございます。私どももいたしまして、そういう国々とはば同じような方向で将来考えることができるであらうというふうな期待を持っておるわけでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○青山委員 KDDの将来の利用計画についてはなかなか微妙な点もありますので、そういう見通しで加えられたということを理解をしておきたいと思ひます。

それから、先ほどの答弁の中に、資本金が五十四年度までは郵政省と以外の第三者半々ということでありまして、初年度はそういうことですが、五十七年度まではそれぞれのように増額されていく予定なのか。

それから、いまも触れましたKDDも、公社、NHKと同様に増額されていくおつもりか、その

点お伺いをいたします。

○平野政府委員 お答え申し上げます。

資本金でございますけれども、資本金は原則として機構の基本的財産となるべきものに充当したいというふうに存じておりまして、具体的には通信衛星、放送衛星が静止軌道に投入されました以後、これらの人工衛星を管制するために必要な地上施設を建設するための資金に主として充当してまいりたいと思つておるわけでございます。

所要経費は、五十七年に実用の通信衛星が打ち上がる、五十八年に実用の放送衛星が打ち上がるということを一応考慮いたしまして、用地取得費として約八億円、用地整備費に約一億五千万円、局舎建設費に約三億円、通信衛星管制施設費として約二十三億八千万円、放送衛星管制施設費として約二十四億三千万円、合計いたしました約六十六億六千万円を考へてまいりたい。初年度以降はだいたいの額に達するまで逐次増資を図つてまいりたい、このように考へておるわけでございます。

○青山委員 負担割合はどうですか。

○平野政府委員 負担の割合につきましては、初年度につきましましては国が五〇％、残りの五〇％を電電公社、NHK、国際電報に御負担をいただくことに相なつておるわけでございますけれども、ただいま先生御指摘ございましたように、国際電報との絡みにつきましましてはまた若干国際的な問題等もあるわけでございますので、次年度以降につきましましてはさらに慎重に検討させていただきます、こういうふうな存じておるところでございます。

○青山委員 方向性はどのようなんでしょう。KDDの将来増額されていく負担割合についての方向性についてはまだ述べられませんか。その辺、もし見解を伺うことができればひとつ発表していただきたいと思ひます。

それがいま御説明をいただきますと、実用段階までにおよそ六十億円、衛星の制御と地上の施設に使つていけるわけですが、地上の施設の見通しはどのうなんでしょう。立っていますか。

○平野政府委員 まず国際電報との関係でございますけれども、御承知のようにインドネシアがパラボラ衛星をすでに打ち上げておりまして、インドネシア国内だけに使うのではなくて、地域の国際通信に使用したい、要するに地域衛星として使つていきたい、こういう期待を持っておるわけでございます。

一方、ヨーロッパ地区におきましてはECSという衛星を打ち上げることを予定いたしておりまして、ヨーロッパ各国間でそういった地域衛星としての活用を図つてまいりたい、こういうふうな期待を持っておるわけでございます。

したがって、そういう動きがすでにインテルサット協定との絡みにおきまして云々されておるわけでございしますが、今回機構が打ち上げることに相なります通信衛星が、将来日本を含めまして国際通信衛星としてインテルサットの協定に基づきました合意の上で認められるかどうか、これは相当努力をする必要もあると思ひますが、その事前の方策といたしまして国際電報がそのような業務をこの衛星を使ってやるべきかどうかというような問題があるわけでございします。現在直ちにそのように相なりますというお答えはひとつと控へさせていただきます、こういうふうな思ひわけでございします。

次に、地上施設の設置場所と建設見通しの問題でございますが、設置場所につきましては、機構が設立をされました後に用地を取得することに相なりますので、現在のところまだ何とも申し上げる段階ではないわけでございしますけれども、いろいろと考慮すべきポイントを検討中ということでございます。若干申し上げますと、赤道上空にある静止衛星軌道の人工衛星に対しまして、十分な見通しがなければならぬ。また既設または計画されております地上系の無線局や他の宇宙系の無線局との干渉のない地点でなければならぬ。また各利用機関との連絡調整及び当該地上施設運用上の利便等を考えますと、都内から余り離れていないような、どちらかといひますと比較的近い場所が

望ましい、こういった方向で地図上のいろいろな検討を現在進めようとしておるといふような状況でございます。

また、建設見通しにつきましても、五十四年度に用地取得をいたしまして、五十五年度から五十八年度までに衛星管制施設を完成させて業務に入っていく、こういうふうな予定で進めようかというところでございます。

○青山委員 地上施設については相当な敷地が必要で、見通しのよいところ、こういうことで、それぞれ条件を満たしていかなければなりませんので、要望いたしておきますが、その土地取得についてはぜひ慎重に取り組んでいただきたいと考えます。

それから、「必要があるときは、郵政大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができ」と。そういうことになっておりますが、どういふ場合に資本金の増額ができていくのかということをお伺いしておきたい。と申し上げますのは、将来たとえば民放がこの衛星を利用したいという意向が出てきたときに、資本の出資をしなければその衛星を利用することができないというふうなことになるのかどうか。また資本金が増額されていく場合に、初年度ですけれども、政府の半額出資というこの比率がまた変わっていかないものかどうか、その辺もあわせてお伺いしたいのです。

○平野政府委員 お答え申し上げます。通信衛星及び放送衛星に搭載されました無線設備を利用するための資格及び条件につきましては、出資者でなければ利用できないというふうな定めは法律上いたしてないわけでございます。したがって、当該利用を行おうとする者は機構との間に利用契約を締結をし、かつ利用のために必要となります無線局を電波法の規定によりまして郵政大臣の免許を得ることができれば利用を行うことができる、こういうことでございますので、ただいま御指摘のございました民放等につきましても全く同じでございます。したがって、い

て、その出資と利用とはリンクいたしておられるので、出資につきましては機構の必要性等に応じまして将来慎重な検討が進められるであろう、こういうふうな期待しておるわけでございます。

一方、資本金が増額になっていった場合の政府の半額出資の問題でございますが、次年度以降の資本金の増額につきましては、衛星の管制業務を行います地上施設を機構の基本財産として建設する必要があると申しましたようにございまして、昭和五十八年度までに資本金を約六十一億円で増資をするという計画でございます。この増資計画に当たりましては、国が現在まで通信放送衛星に開発投資してきた成果の早期実用化を図るために、実用の通信衛星及び放送衛星の管理等を行う機構への政府出資につきまして、各関係機関と今後十分協議した上で検討してまいりたい、そういうふうな考えでございまして、

○青山委員 それでは、今度の機構法案第四条には「機構は、一を限り、設立されるものとする」とありますが、機構の数は一に限定されることになりませんが、その理由についてお伺いをいたします。

○平野政府委員 お答えを申し上げます。先ほど来申し上げておりますように、通信衛星、放送衛星の利用の向上、定常化のためには一元化が必要である、また新たに実用の通信衛星、放送衛星の利用、それも実用化というものが始まっていく以上、やはり国の宇宙開発の方針と相まってその利用の促進を図っていく必要があるであらう、そういうものも一つの観点から国が相当な経費をこの機構に向けて、新しい法人に向けて出資をしていく、こういうことになるわけでございます。また、同一目的を持った機構は、国が経費を出してまいります以上一に限る、こういうことに相なっておりますわけでございます。

○青山委員 わが国においては、昭和四十五年二月に初めての人工衛星「おおすみ」を打ち上げて以来、宇宙開発事業団及び東京大学宇宙航空研究所の手によって技術試験衛星、科学衛星、気象衛

星そして実験用の通信衛星及び放送衛星といった各種の人工衛星が打ち上げられてまいりました。これら各種の人工衛星は一元的に管理を行った方が国民経済上の観点からきわめて効率的であると私も考えますが、法案第一条及び第二十八条によりまして、機構が取り扱う人工衛星は通信衛星及び放送衛星に限定されております。このように機構が科学衛星、気象衛星等を取り扱わない、通信衛星及び放送衛星に限定しているという理由が一体どこにあるのか。

次に、機構が取り扱うこととなっております通信衛星につきましては、法案第二条第一号の定義によりまして、固定地点間の通信を中継するためのものに限定されておりますから、船舶とか航空機といったいわゆる移動体との通信を中継するためのものは取り扱われないことになっております。その辺の理由をお聞かせいただきたい。

○平野政府委員 お答え申し上げます。

法案における通信衛星の定義は、機構が提供する人工衛星の範囲を規定したものでございまして、一般的に申し上げますと、通信衛星は通信を中継する機能を有する人工衛星を指します。もので、固定地点間の通信を中継するための人工衛星に限らず、ただいま先生御指摘のように、船舶及び航空機等移動体との通信を中継する人工衛星も通信衛星に含まれるわけでございます。しかしながら、これらの移動体との通信を中継するための通信衛星につきましては、わが国においてはこれから研究を開始しようという段階でございまして、技術開発を進めなくてはならない要素がきわめて多いわけでございます。また、現段階では需要動向の把握も困難でございまして、実用化までにはなお相当の期間を要するといふふうに考えております。したがって、機構が現段階におきまして提供できる通信衛星は、固定地点間の通信を中継する人工衛星に限られますので、法案第二条の定義のように規定がなされておるといふことでございます。

なお、それでは固定地点に静止をした衛星を使う

限りにおきましては、固定地点間ならばもっと広く対応していいのではなからうか、こういう御指摘かと思うわけでございますけれども、これにつきましても、先ほど来申し上げておりますように、まず通信衛星、放送衛星は実用としての需要及び打ち上げの技術的可能性というものがもう十二分にございまして、しかしながら、それ以外の、現在打ち上げられておりますような気象衛星にいたしましても、その他の衛星にいたしましても、まだ実用化の目途がつかないという段階でございまして、実用化の段階に相なりませんでした場合には、大所高所からひとつ検討をさせていただきたい、そのように考えておるところでございます。

○青山委員 郵政大臣にお尋ねしたいと思いますが、私はこれまでこの法人についてその資本金及び業務の対象となる人工衛星について質問してまいりましたが、それは、この法人についてある種の疑問、先ほど触れておりましたが、ある種の疑問を抱いているからです。それは何かといいますと、この法人の資本構成及びその対象を通信衛星及び放送衛星に限定していることから、この法人がいわゆる通信一家で独占する法人であるとか郵政官僚の天下りのための法人ではないのかという批判があるわけでありまして、実は私もそういう疑問を抱いているわけです。衛星時代の到来も間もないと言われる今日、わが国における宇宙開発や人工衛星の利用ということは、決して一郵政省サイドのみの問題ではありません。国家的視点に立つて考えるべき重要な問題であります。しかも、この事業には多額の資金を必要とするものでありまして、この法人についても、その資本金の半額を助成するという意味で国が負担することにもなっているわけでありまして、その資本構成を意図的に通信一家に限ろうとするようなことがあってはならないと思っております。

ことに私が心配をしておりますことは、将来通信衛星及び放送衛星以外の人工衛星が実用化されるようになった場合においても、これをこの法人の業務の対象に加えることについてはむしろかしい

問題が生ずるのではないかと心配をしております。たとえば、気象衛星は運輸省の管轄下にありますが、他の科学衛星についてもそれぞれ管轄する省庁が違っておりまして、そして、そこにいわゆる張り合いが起きて、そしてその結果は人工衛星を管理する法人が幾つもつくられるという事態になりかねない、そういう心配を持つものです。この法律案において通信衛星と放送衛星にほぼついていることも、このなわ張り争いという問題が一つ隠れた理由になっているのではないかとさえ勘ぐられます。もしこのようにならなれば、せっかく多額の資金を必要としておる宇宙開発において、単に国費のむだ遣いにとどまらないう、広い意味での国家資源のむだ遣いともなるわけでありまして、決してそういう事態を引き起こさないような強い決意をいただきたいと思うのです。この点につきまして、郵政大臣の確固としたお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○白濁國務大臣 青山委員のいま御指摘の点については、私どもも十分注意しながら検討をしております。いままでの検討経過を私も承りまして、いま御指摘のような感じがなきにしもあらず、そういうような感じを深くしたのであります。いろいろ委員の先生方からの御質問に対してのやりとりの経過を見ましても、事務局もそれほど狭量に考えているとは思ひませんので、十分いま御指摘の点につきましては今後注意して、もうしていろいろ疑いがないように、またこの技術の進歩が激しい今日の時代でございますから、いま御指摘のいろいろな衛星などの問題も含めて問題ができました際には、当然これは国民のものとして国家的な見地に立って検討をしていくように努力して、間違いないようにしていきたいと考えております。

○青山委員 大臣のお考えを伺って、私も勘ぐりをしておたわけですが、ぜひ大臣のおっしゃられたように、後になって実は違っておったということのないように、いま大臣がおっしゃったようにひとつ進めていただきたいと思います。

CS2について若干お尋ねをいたしたいと思ひます。CS2が非常災害時における通信の確保、離島及び辺地等との通信設定といった非常に公共性の強い分野に使用されると御説明をいただきましたが、この実用の通信衛星を昭和五十七年度よりもっと早く打ち上げて早期に国民の利益に還元すべきではないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。どのように検討されておられましたか。

○平野政府委員 お答え申し上げます。CS、BSの打ち上げに際しましてはできるだけ早く打ち上げて、そしてその成果を踏まえて実用という御指導を得てきたところでございまして。昨年、一昨年に実験用の衛星がや々と打ち上げられて、そして非常に安定した動作をしておりますと同時に、いいデータが逐次得られております。しかも一方、需要につきましては、先ほど来申し上げておりますように、通信衛星につきましても放送衛星につきましても、できるだけ早く実用通信衛星を利用できるようにすることによって国民の福祉の向上に寄与したい、そういう状況になってきておるわけでございます。したがって、私どももいたしましては、もうできるだけ早く打ち上げて、そして国民の福祉に寄与できることが望ましいと思ひましていろいろと検討したわけでございまして、製作、打ち上げに至ります期間がどうしても四年間かかる。これは世界各國至るところの状況を精査をし、特に今回製作、打ち上げをお願いしようと考えております宇宙開発事業団にもいろいろと御相談をしたわけでございまして、最小限どうしても四年はかかるというところでございまして、まあ今年度でできるだけ早い時期に手をかけることによつて、宇宙開発計画に示されております五十七年度実用通信衛星の打ち上げに間に合わせよう、こういうことに相なった次第でございます。もちろん、そのほかに機構が発足いたしました時点以降、土地の確保でございますとかあるいは管制用の機械の導入、

建物建設あるいは管制用の要員の教育その他、どうしても四年間に達しなければならぬという大きな仕事があるわけでございまして、まあ五十七年にならざるを得ない、こういうふうに考えたわけでございまして。

○青山委員 通信衛星の国産化率について若干お尋ねをいたします。現在、静止軌道に打ち上げられて種々の実験が進められている実験用通信衛星、すなわちCSの製作、打ち上げ費は約二百八十億円、これに対して五十七年度に打ち上げられることが予定されておりますCS2の費用は約五百四十億円と聞いておりますが、CS2の費用がCSに比べて二倍近くにもなっているのは国産化率を高めようとするものではないかと思ひます。わが国の宇宙開発の中心機関とも言うべき宇宙開発委員会が昨年三月に策定いたしました宇宙開発政策大綱は、その基本において、わが国の宇宙開発政策としては国産化を推進していくとしているわけでありまして、この点については私もこの方針には賛成です。しかし、ただいま実験の進められているCSの国産化率ほどの程度であったのか、また五十七年度に打ち上げようとしているCS2についてはその国産化率ほどのように見られるのか、どの程度に高めようとしておられるのか、お尋ねいたします。

○平野政府委員 お答え申し上げます。現在打ち上げられ、実験中のCSの国産化率は二三%でございます。これは先ほどからも申し上げておりますように、CSにつきましては、電電公社が非常に長く研究をされてきたような成果を導入することができたわけでございまして、それにもかかわらず二三%しか国産化率が確保できなかった、こういうことでございまして。CSにおきまして状況が把握できました以降、人工衛星等の国産化率の向上につきましては、自主技術の確立を目指して関係方面が協力しながら鋭意努力をまいりましたところでございまして、今回お認めいただきましたCS2が打ち上げ得るという状況に相なりました場合には、現在実験中でございますCS計画の延長線上に位置づけよう、こういうふうにご考えておるわけでございまして、そうすることによりまして、これまでに得られた技術が十分に応用できるであろうというふうにご考えております。したがって、CS2計画におきましては、これから開発することに相なりますので正確な数字ではございませんけれども、現在の時点におきまして関係各方面との検討をしておりますと、ほぼ六四%程度の国産化率が期待できるのではないかと、こういうふうなところを参っております。CS2とCSを若干対比したのもございまして、必要でございましたらまた詳しく説明をしたいと思います。

○青山委員 国産化率を上げていくこと、その努力をひとつ進めていただきたいと思います。CS2の製作、打ち上げ費用の出資比率が、国と電電公社とは四対六ぐらいの割合だと聞いております。五百四十億のうち四対六ですが、確かにCS2に積み込まれております八本のトランスポンダーは、八本のうち六本を電電公社が使用していく、こういうことですが、この辺の事実関係について確認をしておきたいと思ひます。一つは、その出資比率がどのようになっているのか、それから、八本のトランスポンダーのうち六本まで電電公社が使用していかれるのかどうか。

○平野政府委員 お答え申し上げます。CS2についてトランスポンダーの使用計画あるいは費用負担の問題についてのお尋ねでございますが、御指摘のように、CS2には通信用トランスポンダーが八台搭載されておまして、利用者の通信に供されることに相なるわけでございまして、これらのトランスポンダーの使用計画につきましては、機構が設立されましたから機構と利用者との間で取り決められるものでございまして、考え方としては、通信衛星の利用業務といたしまして、国内公衆通信業務、非常災害時の通信、離島通信等のためのいわゆる国が行います公共業務が一つ想定されるわけでございまして、こ

これらの利用業務は、それぞれの利用者特有の形態を有しておりますので、それらの利用者の利用方法を十分考慮いたしまして具体的な使用方法が決められるというふうに考えられますが、現在までの各ユーザーからの申し出等を考え合わせますと、基本的なトランスポンダーの利用割合といったしましては、先生がおっしゃいましたように、国内公衆通信業務用に六台、その他の公共業務用に二台が使用される可能性が強いというふうに考えております。

次に、費用負担についてでございますけれども、衛星の製作、打ち上げに必要な経費につきましては、経費の六〇％を政府以外の利用機関、CS2搭載の通信中継器の使用の割合に応じて分担をしていただくというふうに相なるわけでございます。また機種の管制業務の提供に対する料金といったしましては、管制施設の保守、運用費及び償却費等のコストを賄うに足りる費用を確保するために、利用料という名前がいかどうかでございませうけれども、ユーザーに費用の負担をしていただくというふうに相なるかというふうに存じております。

○青山委員 国が製作、打ち上げ費用の四割を負担する。そうしますと、その辺の理由が少し不明確だと思えます。それは助成ということでしょうか、あるいは国がこの衛星を利用しようというところなんでしょうか。国としては、もし利用しようというものでありましたら、その利用計画というものはどのようなふうになされておられるのか、これが一つ。

もう時間ありませんので、できるだけスピードを上げたいと思います。

人工衛星について国産化を推進していくということにつきましては、先ほども申し上げましたように私も正しいことであると考えます。しかし、国産化を推進するためには、先進国の技術を利用するの比べて、どうしても余分の費用のかかることは避けられないところであります。この余分の経費については、公社に負担させるのはい

かがなものであらうかと考えております。確かに、トランスポンダー八本のうち六本を公社が使用する、そして経費の分担率は六対四であるということですから、国が経費についてある程度余分に負担しているというところはわかりませんが、しかしこの程度では十分分なではないでしょうか。公衆法第一条によりまして、公社は公衆電気通信業務を合理的な料金で提供することになっております。この合理的な料金ということについてはいろいろ解釈もあるかと思いますが、要は、できるだけ安い料金ということになるのではないかと考えます。人工衛星の費用は、先ほど来申し上げているように決して少ないものではありません。そして、それは結局利用者である国民の支払う料金にはね返ってくるわけでありますから、せめて国産化推進という国の政策のために余分に必要となる分については国が負担すべきではないかと私は考えますが、この辺の郵政省と電電公社の、双方の御見解を伺いたいと思っております。

○平野政府委員 お答え申し上げます。CS2は、通信衛星の国産技術の開発に資する点と、あわせて利用機関における通信需要に対処するということを目的といたしております。これは宇宙開発委員会によりまして五十三年度の宇宙開発計画に明記されておるところでございます。そして、そのような関係から、その製作、打ち上げ経費につきましては、開発を推進する国と実用利用する機関がそれぞれ分担するのが適当であるというふうな考えをたわけてございます。分担割合につきましては、非常に幅があるわけでございませうけれども、開発に要する経費等を勘案した結果、国の負担割合を四〇％といたしたわけでございませう。

なお、将来は、技術開発の進展によりまして、製作、打ち上げ経費の節減が図られていくよう、これは当然のことでございますけれども、努めていく必要があるであらうというふうに存じております。電電公社の通信衛星の利用でございますけれども、これは通信衛星を、非常災害時における通信だけではございませんで、離島、辺地等との通信が確保されるというメリットがあるわけでございまして、そのほかにも特殊な催し物等の臨時回線の設定でございませうとか、あるいは地上系通信回線が一時集中した場合の迂回ルート用の通信回線の設定等へも使えらうというところでございまして、将来における電電公社の地上系と総合的な幹線ルートの一つにもなる可能性があるというふうな存じておるわけでございませう。

○山口説明員 お答えいたします。先ほど郵政省さんの方から御説明がありましたように、公社といたしましては三つの大きな柱でこの衛星を利用させていただきたい、このように考えております。一つは災害時におきます通信の確保、それから二つ目には離島、僻地におきます通信回線の作成でございまして、三つ目には、これも先ほど御説明がありましたように臨時回線を設定していただきたい、こういう場合に使用したいと思っております。現在考えておりますトランスポンダー六台でもちまして、電話回線に換算いたしますとほぼ三千回線ぐらいに相当するかと思います。したがって、この三千回線を公社として、やはりこの程度のものですと平生から使っていく率が相当多ございまして、大部分のものはいま言った三つの柱の中で平常からこういうものを衛星による通信回線を使用していきたい、このように考えております。

したがって、そういった立場から申し上げますと、本来電電公社だけでこの衛星を持ちますと総額全部公社が負担しなければならぬ、こういうことにもなりますし、先ほど御説明ありましたように、国の計画として、宇宙開発の一環としてこの通信衛星の計画をお持ちでございますので、私どもとしましては極力これを利用させていただきたい。したがって、国の方で四〇％出していただけるならば、残りの六〇％につきましては使用します側で負担してしかるべきか、このように考えております。

○青山委員 時間が来るのに大変恐縮ですが、通常使わないわけで、いざ危険なときに利用するというにしましてはかなり投資効率が悪い。悪いといいますが、平常はむだなお金をずいぶん使うわけですから、何となくそこら辺に割り切れないものがある。ふだん三千回線ぐらい使おうとしても、余りにも投資効率が悪過ぎる。電電公社だけで上げればそれはうんと高いものになってくるでしょうが、さりとてしかし、離島、僻地なんかは通常使うことができないかもしれないが、災害のときのためとしてはかなり経費負担の大きなものと考えざるを得ません。この問題は申し上げるだけで結構です。

最後に一つ質問させていただいて質問を閉じたいと思っておりますが、機構の果たす役割りについての質問でありますけれども、機構は、法案第一条の目的によれば、わが国における無線通信の普及発達を図る、このことを目的とした機関であると思われまが、具体的に一体どのような役割りを果たすのかお伺いをして、質問を閉じます。

○平野政府委員 お答え申し上げます。電波法第一条に、先生御承知のように、周波数の効率的な利用を確保することによって福祉の向上に資するというのが書いてございます。それで、従来は地上系によりまして地上の無線通信あるいは有線によりまして通信、最近では海底ケーブルあるいはオプティカルファイバーというような新しい利用面が将来に向けて開かれようとしております。実は宇宙における通信もこれが実用に供されるようになりましてからまだそれほど年はないとおらないわけでございませうけれども、やはり将来に向けて相当な活用の道が考えられるわけでございませう。ちなみに、ことしの秋に二十年ぶりに開催されますワーク一七九、一般問題に関するこれから二十年先の将来の無線通信を見渡しながら、国際電気通信条約の付属無線通信規則を改正しようという会議でございませうけれども、現在各国から相当な量の提案がなされつつあるという状況でござい

ざいます。この時点に立つて考えますと、やはり宇宙通信と地上における通信と、また地上における先ほど申しましたような有線、無線の分担というようなことが、これから国際的な電気通信の場裏におきまして各国の協力をバックにしながら進展していくのではないかと、こういうふうにかえりながら考えています。日本といえども、国際通信も考慮の中に入れながら、国内におけるこの宇宙通信と地上の通信、こういったものを考えていく必要があるわけでございます。そういったことから、やはり宇宙通信につきましても、地上系との関連あるいは国内、国際との関連を考慮しながら、いわゆる通信の最も国民の福祉の向上に役立ち得るような形における発展の推進を図っていく必要があるだろう、そういうふうな観点からこの機構法案の第一条をながめておるわけでございます。

○青山委員 終わります。

○石野委員長 この際、午後一時まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時十分開議

○石野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。藤原ひろ子君。

○藤原委員 今回提出されました通信・放送衛星機構法案で、通信、放送衛星の今後の運営のあり方をめぐって私は質問をしたいと思っております。

日本の通信体系及び放送制度を根本から変更せざるを得ないというふうな重要な内容を持つものだというふうに思っております。そういう点から、まず最初に郵政省にお聞きしたいと思うのですが、いまの時点でこのような機構を設立しようというふうな必要性はどうかというところにあるのでしょうか。

○亀井政府委員 御承知のとおり、今日まで国策に沿ひまして通信衛星及び放送衛星に関する技術開

発及び実験を続けてきたわけでございますけれども、その成果を受け継ぎまして宇宙通信の実用化のために必要となる実用衛星の管理等を行うことを目的として、この機構を設立するものでございます。

その理由といたしましては、まず衛星の静止軌道及び宇宙通信用の周波数が有限な資源でありますことから、これらを計画的かつ効率的に利用することと、宇宙通信系と地上通信系との間に於ける周波数の円滑な調整を図るためには衛星を一元的に管理する必要があるということでございます。

次に、衛星の管理等に当たりましては最新の技術と多額の経費が必要となりますので、関係機関の資金、技術及び要員を集結して管理することが効率的であると考えています。

さらに、実用の通信衛星、放送衛星につきましては複数の利用者が予想されますけれども、これらの各利用者の利害を調整し、公正かつ妥当な利用を確保するためには、新たに中立的な機関を設立する必要があると考えられます。

以上申し上げました理由から、実用の通信衛星、放送衛星の一元的な管理等を行う機関を新たに設立いたしまして、宇宙における無線通信の普及発達と電波の有効な利用を図ることにいたしましたわけでございます。

○藤原委員 私が冒頭にこの点をお尋ねいたしましたのは、通信衛星にいたしましても放送衛星にいたしましても、今後の運用をめぐっての論議が十分なされていない。しかも、今回の法案にはその点につきましても何ら触れておりません。こういう点から冒頭に質問申し上げておられるということなんです。つまり、通信、放送衛星の運用につきましてもこの機構にゆだねられてしまっている。また、郵政省自身も、運用方法について何ら明らかにしていらつしやらないというのが現在の状況ではないかというふうに思っております。まさに、国民的なコンセンサスを得ずして、通信、放送衛星の管理運用を一元化するんだ、こういうための

機構を設立する、こういう事実だけが先行してしまっているわけですね。こういう点につきまして私は非常に疑問にも思ひ、今後問題点が起こってくるのではないかと、こういうことも心配するし、学識経験者の人たちの意見を聞きましても、やはりこの点で心配をしておられる。この点について郵政省はどのように受けとめられておられるのでしょうか。

○平野政府委員 お答え申し上げます。

宇宙の利用の問題は、緒につきましてからまだそれほど年月がたつておるわけではございませんけれども、先生すでに御承知のように、その技術にいたしましても利用面にいたしましても数々の実験を経まして、国際的にも国内的にも非常に急速なスピードで技術も進歩し、利用面も広がっております。わが国におきましても、去る昭和四十八年以降、先生方の御指導を得まして通信衛星、放送衛星の実験をいたしまして、技術的にはほぼ当初の目的を達成することができておる。できるだけ早い時期に打ち上げることが可能であるということに相なっております。一方におきまして、通信衛星、放送衛星の利用面につきましても、通信衛星につきましては、国民の福祉の向上とともわけて一体感のある公衆通信、あるいは治山治水、災害等に関するございまして建設省あるいは消防庁、災害対策の面で警察庁といったようなところが通信衛星の早期利用、活用を希望してきておるという実態があるわけでございます。通信衛星につきましても、先生御指摘のように今後ともその利用面はどんどん広がってくるかと思っておりますけれども、現在すでに上がっております実験用の衛星に似たような、準じたような衛星を使用いたしましても、ただいま申しましたような需要を早期に満たす必要があるというふうに考えるわけでございます。

一方、放送衛星につきましても、その教育的機能に着目されまして、四十八年あるいはそれ以前から放送衛星の開発利用につきまして種々御指導を得ておるとございまして、これも、その教育

放送法上全国くまなく放送の受信を可能とすることが強く要請されておりますNHKから、現在の難視聴対策に特に着目をされまして、放送衛星の利用に対する需要が非常に強く出てきておるという状況でございます。放送衛星につきましても、もちろん教育機能に着目するような方法でございまして、あるいは将来の技術の進歩発展に伴いましてさらにはほかの道が開き得る、あるいは開けてくるかと思ひますけれども、現在すでにNHKによる難視聴対策という需要が非常に強く叫ばれておるという状況でございます。

そのような状況にかんがみまして、この機構法を御提出するに当たりまして、これからは、発足をし運用に入るまでの間には、さらに技術の進歩あるいは利用面の発展があるかと思ひますけれども、そういったものに対しまして十分にフォローをいたしながら、現在予定されておりますような需要に向けて、通信衛星、放送衛星の実用化を図ってまいりたいというのが私どもの考え方の基本でございますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○藤原委員 それでは具体的にお聞きをしたいと思ひます。

郵政省が五十四年二月に出されました通信衛星及び放送衛星の実用化、これについての資料を見ますと、いま局長さんがおっしゃったことが書いてあるわけですが、この通信衛星の利用方法について文章的に見ますと、こう書いてあるのです。「当面、行政機関等が人命、財産の保護等を目的に開設する公共業務用通信回線及び電電公社が開設する国内公衆通信回線について衛星の利用が可能となるよう早急に計画を進めることとする。」というふうになっているわけですね。

それでは、ここで言われております「行政機関等」とは具体的に、いまお聞きしております警察とか建設とか消防というふうにかかわるものではないかと思ひます。福祉の向上と一体のための治山治水であるとかあるいは難視聴対策、消防の問題とかいうふうにおっしゃったわけ

ですが、こういうふうに考えていいわけなんです。どの省庁というふうに具体的には考えていいわけなのか、もう一度そこを確かめたいと思います。

○平野政府委員 大体先生がただいまおっしゃったとおりと御理解いただいて結構でございます。

○藤原委員 それでは、その「行政機関等」という中には自衛隊は含まれていないわけなんですか。

○平野政府委員 先ほど申しましたこのように、使いたいという需要面といたしまして自衛隊は含まれておりません。

○藤原委員 私があえてこの点についてお聞きいたしましたのは、通信衛星の技術的な特質から見まして、有事や軍事に利用される心配があるのではないかと、この点にあるわけなんです。それは考え過ぎで、心配御無用だということであればまことに幸いです。

いま自衛隊は含まれていないという御答弁であつたわけですが、本来国家的な目的で宇宙開発を行う場合に、その成果は当然国民に還元されなければならぬというふうに思ふわけですね。このような考えに立つならば、当然通信衛星を軍事優先ということに使用するようなことがあつてはならないということをお考えのわけですが、この点についてもう一度郵政省の所見を伺っておきたいと思ひます。

○平野政府委員 ただいま先生がおっしゃいましたように、軍事優先に使用する予定はございません。

○藤原委員 それでは続いて、放送衛星の今後の運用の問題、これについて幾つかお聞きをしていきたいと思ひます。

放送局の開設の根本的基準、それからこれを受けまして、一般放送事業者に対する根本基準第九條の適用方針、これを見ますと、郵政省の電波行政は県域放送、つまり地域立地主義という原則を貫いてまいつたわけでございます。

そこで改めてお聞きいたしますが、このような

地域立地主義をとってきた理由というのはどういうところにあるのでしょうか。

○平野政府委員 地域立地主義という観点に立ちますと、いま先生がおっしゃいましたような意味でいわれる県域という考え方が一つ出てまいるかと思ひますけれども、そのほかにやはり広域として地域との密着性を考える、こういう制度もとつておるわけでございます。一方NHKにつきましては、御承知のように全国くまなく、こういう制度をとつておるわけでございます。

このゆえんするところは、やはり放送法一条にございまして、放送法令にございまして、国民の周波数でございまして、できるだけ多くの方々に放送による文化を享受していただくという立場に立ちながら、なおかつその文化をそれぞれの地域と密着させていく、そしてそういうところから発してくる番組なりあるいは経営基盤なりというものに期待をするというところに基本があるかと存じておるわけでございます。

○藤原委員 そういたしますと、今後一般放送事業者に対する電波行政、つまりいま説明がありました地域立地主義の原則というところを変更しようなどとは思つていらつしやないわけですね。

○平野政府委員 先生がおっしゃいました意味における地域性と申しますかにつきましては、変更するつもりは現在のところございません。

○藤原委員 郵政省は、放送衛星の技術的な特質をいたしまして、一つの衛星で広い地域をカバーすることができるとして、当面この利用目的の一つといたしまして、いまもおっしゃいました難視聴解消用として使用するのだというふうに言明しておられるわけでございます。

また、いまの放送衛星の技術的な水準からいいますと、その放送番組というものは必然的に全国同一番組にならざるを得ないのではないかと、このふうに私は思ふのですけれども、いかがでしょうか。

○平野政府委員 衛星放送のシステムは、地上三万六千キロメートルの静止軌道から放送いたします

ので、いわゆる県域放送のようなきめの細かいサービスを行いますことは現在の技術では困難があるというふうに存じておるわけでございます。

○藤原委員 すると、いまおっしゃったこととちよつと矛盾をしておるのですね。

○平野政府委員 現在、民放のテレビジョン放送につきましては、先ほど先生御指摘がございまして、広域圏及び県域圏単位として放送を行つておりますし、また現在の技術によりましては、衛星放送システムは県域放送のようなきめの細かいサービスを行うことは技術的に困難な問題があるというところでございます。

○藤原委員 すると、ローカル局はこの放送衛星、つまり先ほど申しました全国同一番組、こういうものを活用できない条件にあるのだ。そうするとこのことは、先ほどから申しておりますように、局長さんの方から御答弁がございましたことと、郵政省の電波行政であります地域立地主義という点と、今度の放送衛星の実用を推進するのだと言つておられる点では矛盾が出てくるのじやないか、矛盾をざるを得ないというふうに思ふのですけれども、この点について郵政省はどのように考えているのか。おっしゃつておることと実際やろうとする点には矛盾があるが、今後どうそれに対処していくつもりなのか、その点いかがでしょうか。

○平野政府委員 一般放送事業者がこの機構のユ一ザーになれる道を開くために衛星利用による放送を認めることは、日本全国を放送区域とする一般放送事業者を認めるということに相なりますので、既存の放送秩序に及ぼす影響もきわめて大きいということになりますから、慎重に検討を要す

るわけでございますが、私どももいたしましては、今後の衛星放送技術の開発の進展、あるいは国民の要望等を総合的に判断して決めることにはなると思ひますけれども、一面といたしまして、放送技術の進歩発達、あるいは放送衛星技術の進歩発達、こういったものが非常に急激でございますので、将来いつとは申せませんが、また県域まで可能だということも現在軽々には申し上げませんけれども、一般放送事業者の使用に向けて技術開発が急テンポで進んでいくのではないかと、そういうふうに考えております。

また一方、一般放送事業者の難視聴対策に使えるか使えないかという問題も、この技術の進歩発達と足並みをそろえるわけでございますけれども、一方番組の制作技術といった面からいたしまして、なおかつ現在の技術の実態における放送衛星の一般放送事業者への導入、活用というものがあつて、一般放送事業者におきましていろいろと検討をされていくことになるのではなからうかと、このふうに考えておる次第でございます。

○藤原委員 局長さん、先ほどは国民の周波数なんだ、放送による文化を広く国民に享受をしていただくのだ、こうおっしゃつたわけですね。その点からいいますと、もちろん放送技術、衛星技術の進歩発達、急激な進歩が事実あるのだ、こういうことですが、いまの説明を聞いただけでは、多くの国民の皆さんは理解に苦しむのではないかと、このふうに思ふわけですね。非常に技術が発達した、だから難視聴解消にも役立って、文化の享受ができるのだ。しかし難視聴問題こそ非文化的な問題であるわけですね、いたし方ないとしても。だから、それを解消してやつたら文化が高まるのだというふうな論法というのはいかがいわけですね。ですから、私が冒頭に指摘をいたしましたように、郵政省は、放送衛星の今後の運用について、その機構を国民の前に何ら明らかにせずして、この機構設置の既成事実だけが先行して、この機構の姿であるというふうに思ふわ

るわけでございますが、私どももいたしましては、今後の衛星放送技術の開発の進展、あるいは国民の要望等を総合的に判断して決めることにはなると思ひますけれども、一面といたしまして、放送技術の進歩発達、あるいは放送衛星技術の進歩発達、こういったものが非常に急激でございますので、将来いつとは申せませんが、また県域まで可能だということも現在軽々には申し上げませんけれども、一般放送事業者の使用に向けて技術開発が急テンポで進んでいくのではないかと、そういうふうに考えております。

けです。そこには、先ほど指摘をいたしましたように、電波行政の矛盾も出てきております。このことを見ましても、郵政省の電波行政はどうか、一貫性がないのではなからうか。いまの御答弁も、冒頭で言われたことと、二、三問聞くと矛盾が出てきて一貫性がないと言わざるを得ないというふうには私は感じているわけです。

さらには、放送衛星については、国際間にもスピルオーバーというふうな問題なども議論の対象になってきている、こういう現実があるわけですね。もっと言いますと、外国向けの放送におきます協議及び協定の問題については、国連宇宙空間平和利用委員会という場でもって、まだいまだ議論が続いているわけですね。つまり、外国向けの放送につきましては、受信国の主権を侵害するのだ、こういうことで受信国の同意を必要とするという主張と、それから情報自由の原則を主張するという意見が対立しているわけです。こういった問題の対応いかんによっては、放送に対する国家主権の介入というふうな問題にまで発展をしてくるのではないかと、これも心配になってきます。

そこで、郵政省にお聞きをしたいわけですが、どういふことはあなたの思い過ごしです、というふうなことだったらいわけてすけれども、こういった矛盾している問題について、政府としてどんな立場に立っていらっしゃるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○平野政府委員 まず、先ほど申されました電波は国民のものである、周波数は国民のものであるということでございますけれども、その点につきましては、周波数がいわゆる有限な人類及び国民の資源であるという立場に世界各國、もちろんわが国といたしましても立っておるわけでございます。その点につきまして、たとえば難視対策のために、その方策をいたしまして、現在地上におきましても中継局を建てまして、そして別の周波数で対処しておる、これも周波数の国民のための効率的な利用であるというふうに考えておるわけでございます。また、経費その他の点からいたし

まして、必ずしも周波数で対処できないところには、有線テレビジョンというふうな対策を講じていく、これも国民のための対策として一貫性があるというふうには実は考えておるわけでございます。

それに対しまして、従来の地上系に加えて、宇宙の利用によってそういった難視対策がなし得るかなし得ないかという問題が国際的にも議論されたわけでございまして、その結果といたしまして、赤道上三万六千キロメートルというふうな非常に高いところから、高角度で降ってくるものがございますので、辺地におきましてもあるいは都市におきましても、少なくともお彼岸に太陽を受けることのできるようなお宅におきましては、ということとは全部だと思ひますが、衛星による難視対策が可能になるということがだんだんわかってまいりまして、そこで、それでは一般放送に言われておりますように各家庭で受信が可能であるかどうか、そこで技術が持っていける、あるいは経済性があるというところまでいきがたいときには、大きなパラボラアンテナで受信をいたしまして、そして有線なり無線なりで各家庭にお配りをする、といったことも、そういう受信の仕方も、将来直接受信に至る過程といたしまして直接受信と考へましようというふうな考え方、そのような考え方、日本は日本といたしまして非常に貴重な貢献をしてまいっておるわけでございます。

私もといたしましては、そのような方法によつて難視対策をするということも、国民のための電波、貴重な電波を有効に利用する道と一貫性があるのだ、実はこういう立場をとっておるわけでございます。

そこで、現在の国際的あるいは国内的な技術、これは日進月歩ということをお願いしておりますので、どんどん進んでいこうと思ひますけれども、現在の技術によりますれば、日本全国に同一番組を高角度から放送するに適した手段とまじりである、こういうことでございまして、これをどのように活用するかということでございます。それでは足

りない、ひとつもつと先へ行こう、こういう考え方を先ほど述べたわけでございますので、ひとつよく御理解をお願いしたいと思います。

それから、過去数年間の、御指摘ございました国連宇宙空間平和利用委員会におけるDBS原則案に関する主要な問題点、それに対する各国の意見及び日本の対応ぶりについてのお尋ねかと存じますが、その概要につきまして御説明をさせていただきます。

最近数年間の、宇宙空間平和利用委員会の法律小委員会というのがございますが、この法律小委員会におけるDBS原則案の主な論争点といたしましては、大きな問題として二つあるわけでございます。

第一点は、外国に向けて直接衛星放送を行う場合、その送信国と受信国との間で協議及び協定が必要であるかどうか、これが第一点でございます。

それから第二点といたしましては、国内向けに直接衛星放送を行う場合、近隣諸国にも電波が漏れて出る場合があるわけでございます。この電波の漏れ、すなわちスピルオーバーというふうな言っておりますが、スピルオーバーについても協議が必要であるかどうかというこの二点でございます。

これらの問題点についての意見の対立につきまして申し上げますと、まず外国向け放送における協議及び協定については、まず外連邦を初めとする東欧諸国及び発展途上国では、受信国の同意の必要性を強調しておる模様でございます。

また、受信国の同意を得ずに直接衛星放送を実施することは受信国の主権を侵害するものであるという主張をいたしております。これに對しまして、アメリカ、イギリス、西ドイツ等の諸国は情報自由を強調いたしております。情報自由は交換をしようという考え方でございます。これらの中にも、いわゆる受信国に対する何らかの配慮が必要であることを認めようという国もあるわけでございます。

この問題につきましてわが国の対応でございますけれども、わが国といたしましては、言論の自由、報道の自由を維持することを基本といたしまして、受信用の憂慮に對する配慮も必要である、受信用と送信国との間で協議が行われるべきであらうという主張を現在いたしております。

また、国内向け放送におけるスピルオーバーの問題でございますが、ソ連等の諸国は、自国において近隣諸国のテレビ放送が受信され得るということ、たとえ当該国の国内向け放送であっても影響が大きいから、このスピルオーバーについても当然協議の対象となるという主張をしておるわけでございますが、これに對しまして、アメリカ、イギリス、西独等は、このスピルオーバーについては、電波監理の必要性に基づく調整のほかに国相互間の協議は必要でなからうということを言っております。意見が分かれておるという状況でございます。

この問題につきまして、わが国といたしましては、国内向け放送のスピルオーバーに關しましては、その電波の強さが国際電氣通信連合で定める限界内にとどまっていればよい、せつかくその対象としなくてもいいのではないかと、せつかくそのような方向づけを国連の専門機関になっております電氣通信連合の方で取り上げておるのだから、その線に沿つてよからうではないかと、そういうふうな見解を述べておるところでございます。また、まだ協議が進行中であるという状況でございます。

○藤原委員 理事会で時間の厳守というのを厳しく言われておりますので、答弁が非常に長いと実は困りますので、スピルオーバーにいたしましては、調べてきてその筋のところを質問すれば、私はちよつと質問が進みかねますので、御協力をいただきたいと思います。それで、いまの受信国の憂慮に對する配慮の問題、こういう問題とあわせまして、それじゃ憲法

で保障されております言論表現の自由、これはあくまで保障できるというふうに断言できるのかどうか。いまいろいろと聞かしていただいて、結局そこがどうなんだ、そこが一番聞きたいので、もう一度お答えいただきたいと思ひます。憲法の言論表現の自由というのは保障しますというふうに断言できるのかどうか。協議中でありますということは、前段に私が申し込したので、もう一遍御丁寧に言っていたわけですから、そこをこのところをお願いいたします。

○平野政府委員 この問題は、過日先生からお話を伺ったときの御回答と同じだと思いますが、この直接放送衛星と申しますのは、あくまで当該他国に対する直接放送衛星でございますので、そのようなことはわが国といたしましては毛頭考えておられない。したがって、言論の自由につきましては、当然のこととして憲法のとおり守られ得る、そういうふうに存じております。

○藤原委員 それじゃ、通信衛星や放送衛星の今後の運営をめぐってですけれども、私がいままで指摘いたしました点などを含めて種々重要な問題が起こるということが予想されるというふうに、いまもずっと議論しながらその感を強めてきたわけなのです。

そこで、問題になりますのは、今回の機構法案が国民や、あるいはユーザとなり得る関係団体の要望、また意見、こういったものを反映させる場が何としても保障されなければならないというふうに思うのですが、それが本当に保障されているのかどうかという問題でございます。

そこで、郵政省にお聞きをしたいわけですが、法二十五条で明記をされております運営評議会ですけれども、これは評議員二十人以内で組織するということになっておりますが、出資者と学識経験者の構成比率についてどのような考えを持っていたらいいのでしょうか、その点ちよつとお尋ねいたします。

○平野政府委員 運営評議会は理事長が選任することになっておりまして、政府がその選任につき

まして指示すべきものではないというふうに考えておりますけれども、もとよりこの評議会が機構の業務の適正な運営を確保するものであるという観点からいたしまして、政府以外の出資者の代表または学識経験者のいずれかに偏することは避けていきたい、両者の適切なバランスを配慮して選任されることを望ましいというふうに存じておるところでございます。

○藤原委員 運営評議員の資格として「機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者」というふうになってはいるわけですが、それじゃ、具体的にそれはその人物の適否についてどのような条件があるのでしょうか。

○平野政府委員 ただいま先生申されましたように、この運営評議会が、なるほど「定款の変更、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他機構の運営に関する重要事項を審議する機関として」置かれるということではございませうけれども、「その他」のところに、私どもがいたしましては相当この評議会の運営と申しますか、評議員の方々の重点が置かるべきではなからうかというふうに考えておるわけでございます。もちろん、先に書いてございまして「定款の変更」云々というところは非常に重要な事項でございますのでこれは当然のこととしていたしまして、なおかつ、日進月歩をいたします技術と利用との将来を考えながらこの新しい機構を生々発展させていくときに、この機構を取り巻く各機関等との協調も図る必要がございまして、なお一方、この機関に与えられておる業務の重要性にかんがみまして、その方向づけが誤ることのないような、将来の通信放送衛星を本国民のためにその利用を推進していくことができるようなめどをつけていく、そういうことのできるような先生方、そういう先生方が、もちろんのこととして定款の変更、業務方法書の変更等はやはりいただくわけでございますが、そのみであつては困る、そのような先生方をぜひひとつ評議会の評議員の先生方としてお引き受けをいただきたい、そういうふうに存じて

おる次第でございます。

○藤原委員 放送は国民のものという立場で方向づけを誤ることないようとか、定款を守ることはもちろんのこととか、いろいろあるわけですが、それじゃその人が適任なのかどうかという適否についてどのような条件をお持ちですかということをお尋ねしているわけですが。

○平野政府委員 具体的にはなかなかむずかしいわけでございますけれども、この二十名以内という一つの会合として効率的な運営を考慮いたしましたときに、余り多過ぎて困るであらう、大体二十名以内という上限を定めたわけでございますが、この上限の範囲内で機構の運営について適切な意見を述べていただけるような見識を持つた方々、こういうことに相なろうかと思ひます。

それで、この宇宙関係の仕事は、先ほども申し上げましたように、昭和四十一年でございまして宇宙開発事業団が設置をされまして、そして具体的な宇宙の開発に国策として取り組んできたわけでございますけれども、御承知のように現在宇宙開発事業団の中で御活躍をいただいております方々、そういった方々もそれほどの数が多いわけではございません。各ユーザとなるであらうというようなどころを考えましても、あるいはメーカー方面を考えましても、それほど数が多いわけではございません。もちろん、最近では学問の場でございますが各大学の中にも宇宙を専攻しているところという方もいらっしゃると思いますし、また、東京で学術会議等がございまして、それぞれそういう方々がお集まりになって意見を交換していらっしゃるというふうなことも聞くわけでございますが、それほど多くの方々ではないわけでございますが、私どもといたしましては、ただいま申しましたような発展的な意見は、創造的な、機構運営について適切な意見を述べていただけるような方々をぜひ、お忙しいかもしれませんが、それども御参加をいただきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。現在のところ特段にこのような基準でという物差しをつくって対

象にしていこうということではないわけでございます。

○藤原委員 私は、先ほどから御指摘を申し上げておりますように、通信、放送衛星の今後の運営をめぐる数々の問題があるというふうに申し上げてきたわけですが、宇宙開発技術の成果を真に国民に還元するという立場に立つならば、ずつとそしておしやうしているわけですから、それじゃこれを運営していく評議員の選出方法についても、郵政大臣の認可を受けて理事長が任命するというふうなことだけではなくて、たとえば国会の承認を得るというふうなことなどの方法をとらなければならぬ。それが最上だとは言いません、たとえばですね。そういう方法をとりまして、民主的な構成やあるいは手続という方法でやらねばならぬのではないかと。そのことを、この二十人以上とかそういうことだけではなくて、具体的にばむずかしいと言っているだけではなくて、どう民主的な構成をしていかなければならないか、また手続や方法なんかも大いに改善していかなければならないのではないかと。いいますのは、質は違ふかも知れませんが、電電公社の経営委員、NHKの経営委員、毎年毎年と言つていいほど衆議院でも参議院でも論議になる。いろいろな層の人を入れていざいとか、その人がどのような意見を持っているのかあらかじめ国民にわかるようにしてほしいとか、また、その会議を公開してほしいとか、いろいろほかの問題でもそういう耳をかくべき意見などはすでに長年にわたつても出てきているのじゃないか。そういう状態の上でいまこれをつくろうとしている中で、ただ「郵政大臣の認可を受けて、理事長が任命する。」聞いてみれば、具体的にばむずかしいのですというだけでは大変不安だと思ふのです。前段指摘してきたような種々な心配もあるという問題からも勘案するならば、ここで本当に民主的な構成、手続方法、こういったものが早急に改善をされるべきではないかというふうに思ひますが、いかがでしようか。

ますので、当初におきましてはこの出資者として電電公社、NHK、KDDといったところがふさわしいであろうというふうに考えておるところでございます。

○伊藤(公)委員 通信衛星、放送衛星の実用化は私もこれを推進すべきだと思っているわけでありますけれども、そのための機構は当然つくらなければならない。その機構がすでに宇宙開発事業団があるわけでありまして、新たにそういう機構をつくる必要があるのか、あるいは宇宙開発事業団という中で新しい分野を設けてやる方法はないのか。よく言われる例でありますけれども、たとえば住宅問題で宅地開発公社があって、日本住宅公団があって、建設省の中に住宅局がある。同じ住宅政策を違った形でそういうことをやるということがあるのか、一括してこれからの住宅問題をどうするかというのを考えるのがいいのではないかと議論もありまして、こうした宇宙開発も、これから通信衛星あるいはいろいろなたとえば気象衛星とか測地衛星とか、もちろん放送衛星あるいはリモートセンシングといういろいろな将来のことを考えますと、宇宙開発事業団という中でやるのが不可能だろうか、新しくこういう機構をつくってやらなくともできるのではないかと強い意見もあるようですけれども、いかがでしょうか。

○平野政府委員 お答え申し上げます。宇宙開発事業団は、先生御承知のように、採算にとらわれないで、国が投資をする経費によってロケット、衛星本体の開発あるいは打ち上げ、追跡を行うものでございまして、この機構はいわゆる収支相償の原理によりまして最も効率的に運営されることを要する、いわば実用衛星の施設提供業務を行う事業体でございまして、業務の性格が基本的に異なっておりますというふうに考えたわけでございます。また、昨年の三月に宇宙開発政策大綱によって取りまとめられました宇宙開発政策大綱というのがございますけれども、宇宙の実利用段階での人工衛星の管理につきましては、その人工

衛星を用いて事業を行う者が、たとえば通信、放送衛星につきましては郵政省がということでございますが、適切な能力、体制を持つ場合にはみずから実施をしていくという方針が決定されたわけでございます。また、このような理由から実用衛星の管理運用に当たりましては、宇宙通信の政策上、わが国の衛星通信及び衛星放送の円滑な発展を期するために、通信及び放送の分野における各利用機関の技術及び資金等を集約して、また各利用機関の利害を中立的に調整し得るようなそういう法人を新たに設ける必要があるというふうに判断をしたわけでございます。

○伊藤(公)委員 五十七年、五十八年に打ち上げられる衛星の所有者はどなたでございましょうか。

○平野政府委員 通信衛星につきましては、先生御承知のとおり、五十七年度打ち上げ決定ということに伴いまして、この機構が打ち上げます衛星の予算を関係方面と折衝することになったわけでございまして、なお宇宙開発委員会が五十七年度打ち上げを認めるに当たりまして、開発要素がございまして、その分については国が開発を行う、その開発の成果をすぐに実用に供し得る、そういう二段階の性格を持ちました衛星といたしまして五十七年度打ち上げを了承された、こういう経緯があるわけでございまして、開発分につきましては科学技術庁の開発費、これが宇宙開発事業団の方に参りまして衛星の開発の一翼を担っていく、こういう形に相なっております。一方実用の分野、いよいよ開発が進みまして打ち上げまして、そして先生御承知のように衛星のしかるべき軌道に落ち着く。一定段階と申しておきますが、定常段階に落ち着きました以降におきまして、いわゆる衛星を実用に供する、結果的に実用に供された場合のユーザとしての電電公社が応分の経費を負担をする、それが適当である、こういう考慮のもとに、衛星の製作、打ち上げ費の初年度分、十四億でございまして、これを国が四〇%、電電公社が六〇%負担するの

とになってまいっておりますわけでございます。

○伊藤(公)委員 それぞれの国の国情によつていろいろ違うわけですが、たとえばカナダの場合は、一九六九年に特別法により国内衛星システムを商業目的で独占的に所有し運用する運営組織体としてテレサット・カナダ社が設立された。カナダの場合はこのテレサット・カナダ社というのが実は衛星の所有者になっていまして、アメリカの場合はどうかという、コムサット・ゼネラル社、そのほかの会社三社でマリサット共同事業体というところで、これが衛星の所有者になって

用面の管理、つまり所有者というものはこういう特定の組織でやっていると、政府自身が所有者ということになるわけですね。諸外国の場合と日本との場合はそういう点で非常に違うと思うわけですが、たとえば電電公社がNHKを所有する、あるいは民間の力をもつと活用するという方法はないのか。これは特殊法人ですけれども、いろいろものを公社、公団でやるというものがずいぶん非効率で、予算だけはかかるけれども能率的な仕事ができないというところが非常に指摘をされている時期に、もう少し営業面がスムーズにいくようなそういう機構にしていこうというふうな思いがいたしますけれども、どうなんでしょうか。

○平野政府委員 機構を構想いたしますときに、ただいま先生御心配いただきましたような諸点につきまして相当各方面の御意見も伺いながら構想してまいりました。NHKあるいは国というところになりまして、個々に衛星を打ち上げておいて、それを管制して、その半面というしましては日本の各所に地球局ができるというふうなことが、果たして将来の衛星開発の方向にそぐうものであるかどうかという点につきましてもいろいろ検討したわけでございます。何と申しま

ても静止衛星につきましては、衛星の軌道でございますとか周波数の効率的な利用というものは国際的にも国内的にも強く要請をされておりますし、先生おっしゃいましたように非常に金がかかるとも思いますが、かかってまいりました。しかも肝心の管制のための要員一つ取り上げまして、これはいまの宇宙開発事業団の状況を考えると、これはおわかりになりますように、当初からいわれる郵政省なり電波研究所、電電公社、国際電報、NHKから集まっております。方たちが少なくとも中心になってやっております。事そのように、いま急遽に発達段階を踏んでおります衛星の問題につきましては、要員一つとりましても並み大抵ではない。そういう見地からいたしまして、これはやはり一つにまとめるべきではないかということに相なったわけでございます。

先生先ほどおっしゃいましたように、各国の管理体制あるいは衛星打ち上げ、衛星所有の状況、それをどういふべきかと多分おわかりになりますように、たとえばカナダにおきましては、国と民間とが出資をいたしました株式会社、衛星部分につきましては地上と切り離して、要するに、言ってみれば一元化されました法人の形が会社である、国策会社である、こういうふうなことでございます。これはアメリカの場合、オーブン・スカイ・ポリシーによりまして、いわゆる通信事業者として国内衛星の認可をFCCが与えまして、そして競争原理に立脚してやっております。よく見ると、先生御承知のとおり、打ち上げに、たとえばインテルサットの開発、打ち上げこそNASAがやっておりますけれども、その後のいわゆる今回考えております機構に相当するようなコムサットというものはやはり一元化されたような性格を持つておられることにかんがみまして、これは将来の宇宙開発利用の動き方、あるいは周波数、軌道の有効活用、経費なり要員の有効活用というふうなことを考慮いたしますと、最小限通信、放送衛星につきましては一元化してやるのがよろからう、こういう立場になったわけでございまして、確かに宇宙開発事業団でやる方法もあ

れども、一般的にどう御所見を持っておられるのか。私の意見に賛成していただけるならば、大臣としてもこれから閣議の中でも大いに御発言をいただいてその方向に持っていくべきではないか、こう思いますから、大臣の御所見を最初に伺いたいと思います。

○白濱国務大臣 私も自由民主党におります際には政務調査会と同じようなことを考えまして、たびたび関係の皆様にも御相談をし、私も発言をしております。私自身もそういうようなことに興味を持っておりまして、いろいろ予算の獲得なり何なりというものでお手伝いをしてまいった一人でございますが、なかなかこれは、それぞれの分野で研究者がそれぞれ自由の立場でやっております関係で思うようにまいらない。非常に残念に思うわけであります。各分野で研究をしておられる諸君にしますと、研究費が少なすぎないかと非常に不平を申されますが、合わせてみると大変膨大なものが出ていくというふうには私も見ておりまして、何かそこにはあるのではないかと、もともとめればいいのではないかと、いろいろしきりに私自身も考えて今日まで参った一人でございます。今後もそうしたことでいろいろ関係者ともまた御相談をしながら進めたいと思っております。考えは鈴木委員と一つであるということをお理解願いたいと思います。

○鈴木(強)委員 ぜひこれから大いに閣議の中でもがらばっていただきたいとお願ひしておきます。それからその次に、現在打ち上げられております衛星の運用状況はどうなっているのか。これは、科学衛星、静止気象衛星、電離層観測衛星、実験用中容量の静止衛星、それから中型放送衛星、特にECSの「あやめ」が故障を起しておるようございまして、非常に残念に思います。が、この原因の究明等は鋭意なされておると思えますけれども、その点がどうなのか、現状は運用状況がどうなっているのか、ひとつお知らせいただきたいと思います。特に放送衛星については、

NHKと事業団がそれぞれ実験を引き受けておるようになっていまして、現状どの辺まで放送衛星については自信が持てるのか。五十七年ないし八年の打ち上げに向けて自信と確信を持って実用化に踏み切れるような段階まで来ているのかどうか、そういう点を中心にしてちょっと現状を説明していただきたい。

○松浦参考人 ただいまの御質問に対しましてお答えを申し上げます。

最初のいままで打ち上げました人工衛星の状況でございますが、東京大学でおやりになっていらっしゃる人工衛星につきましては、その人工衛星を使って宇宙の観測をなさいます業務は東京大学が全部お引き受けになっております。ただし、この衛星を追跡いたします業務は宇宙開発事業団で一元的にやらしていただいております。それぞれ最近打ち上げました衛星の状況を仄聞いたしまして、ところによりまして、非常に順調に観測に役立っているというふうになっております。

それから、私たちが打ち上げた衛星でございますが、Nロケットを使いまして打ち上げたもののほか、ロケットをいまして打ち上げたものもございます。五十年の夏期でございますが、わが国のNロケットによる人工衛星第一号でございますが、「きく一号」と申すことになっておりますが、これは予定の目的は十分達しまして、ただし宇宙で現在健在でございます。したがって私たちが、追跡管制の訓練とか、人工衛星が宇宙でどう変化していくか、そういったことの監視、したがって宇宙における各種の機器の劣化の状況というものを観測すべくデータをとり続けております。しかし現在のところ非常に健在でございます。

それから次に、五十一年の二月に打ち上げた「うめ」でございますが、もうすでに御承知のとおり、残念なことには打ち上げて約一カ月たちまして電波の途絶がございまして、その後回復を

いたしております。

それから、三番目に打ち上げたものは、五十二年の二月でございますが、「きく二号」、これは最初同期衛星ということを目指して開発をし、同期衛星を打ち上げる、すなわち静止衛星を打ち上げる一歩前の技術習得をする、必要なデータをとるというのが目的でございまして、あわせて準ミリ波の実験を郵政省の側で行われるという目的がございまして、これも非常に幸いなことでございまして、同期衛星を静止衛星という非常に精度の高い軌道に投入することができまして、予定のミッションは達成して、現在も健在で宇宙にございます。

その次に打ち上げたものが、五十三年の二月でございますが、「うめ二号」、電離層観測衛星の二号でございますが、これはその後、電波圏を中心としたしまして郵政省の側でこれを使って実験をやっておられるわけでありますが、大変順調に推移いたしております。非常に多くのデータをとりながらおられるという状況で、まだ観測はこれを使って続けておられる状況でございます。

それから、今年の二月、次に打ち上げた「あやめ」でございます。ECSでございますが、これは「きく二号」で静止衛星軌道投入の技術を習得するといふ後に続きまして、静止衛星を打ち上げる技術を確立するといふ目的と、それからミリ波を使いまして電波の伝搬の実験をおやりになるという目的がございました。これの後の方の実験は、郵政省さんの側でおやりになる予定でございましたけれども、非常に残念でございますが、ドリフト軌道と申しまして、静止衛星軌道に非常に近い円軌道でございますが、そこに投入する時点におきまして電波の途絶を来しまして、その場合は実は衛星に積んでおりました小さいロケットを吹かすわけでございまして、現在のところ、これが正常に吹いたかどうかというところが、その後の時間経過では途中までしかわかりませんでしたが、したがって、その結果がどうであったかというところは、天文の望遠鏡で見ていただくよう

に関係方面に現在お願いいたしております。その結果が非常によく出て、どこかにおるといふことがつかまったということになりますかどうか、現在のところまだわかりません。

失敗の原因でございますけれども、これは第三段と人工衛星を切り離しました後、第三段目には若干の推力が残っておりますので、後から人工衛星を追いかけていくようになります。したがって、飛行いたします道筋を変えるようにヨーウエイトというのがございまして、それを第三段ロケットから切り離す、いわゆる放出するわけでございますが、そういう仕掛けがつかないものでございまして、それが正常に放出されなかったために、人工衛星に第三段ロケットがぶつかったということがございまして、それで、どういう後の状況になったかというところは必ずしも的確につかめておりませんけれども、その後の人工衛星の状態は、非常に指令に対して従順に作動いたしまして、したがっていまして、打ち上げましてから三日たったところでございまして、六周半したところで、その人工衛星に積んでおりましたロケットを吹かしたわけでございまして、ところが失敗をしたというところで、大変申しわけない結果になってしまいました。

以上でございます。

○平野政府委員 お答え申し上げます。先ほど宇宙開発事業団の理事長からお話ございましたように、実験用中型放送衛星Bは予定どおり最短距離で、と申しますか打ち上げに成功いたしました。現在各種の実験がとり行われておるところでございます。

それで、実験の概要を申し上げますと、全国的に実施をいたしました受信可能区域の測定実験によりまして、晴天時におきまして日本本土の大部分の地域ではパラボラアンテナ直径一メートル級の簡易受信装置で良好に受信ができてまして、いづれも五段階評価の評価四程度の鮮明な画像が得られております。また電界強度が低くなりまして小笠原などの離島におきましては直径四・五メートル

級のアンテナで受信実験をいたしました。これはまた評価四程度の映像が得られております。これらの電界強度はいずれも当初予測いたしました計算値に近いものとなっております。こういうふうな電界強度の数字を集積いたしますと、問題になっておりますスピルオーバー等の対策、そういうものが推定できるというふうなことを考えておるわけでございます。

次に、可搬型の送受信局によりまして全国どのような地域から送信した場合でも衛星放送ができるかどうか、たとえば割り込み中継ができるかどうか、またその際、テレビ信号の切りかえが円滑に行えるかどうかという実験を全国各地において実施をいたしました。いずれも良好な結果が得られておるという状況でございます。

また、周波数が、打ち上げが十四ギガヘルツ、それから空から降ってまいります放送用の周波数が十二ギガヘルツ、非常に高い周波数でございます。その降雨でございますとか降雪時における衛星電波の受信に与える影響などにつきましてデーターの取得を行っております。でございます。

そのほか、将来の新しい放送方式を検討するために幾つかの実験を行っております。たとえば高品質のステレオ音声信号の伝送でございますとか、高品位のテレビ信号の伝送、あるいはまた静止画放送方式の伝送等の実験を行っております。これらの実験は今後三年間にわたって継続をすることになるわけでございますけれども、ただいま申しました高品質ステレオ音声信号の伝送、高品位テレビ信号の伝送、静止画放送方式の伝送等の中間的な結果によりまして、きわめて良好な成果が得られつつあるというふうな承知をしておるわけでございます。

これらまでの実験結果から見まして、放送衛星はおおむね予期どおりの性能を有していることが確認されておるわけでございまして、放送衛星を早期に実用化できる見通しが得られたものというふうなことを考えております。

○鈴木(強)委員 松浦理事長からの「あやめ」の失敗につきましては鋭意原因の追及をなさっております。

られるようですから、ぜひひとつ徹底的にこれは追及をしていただいて、打ち上げに一個幾らかかりましたですか、それがむだになりませんように、また、わが国の今後の技術開発の上に災いを転じて福となすような形になりますように最善の御努力をひとつお願いしておきたいと思っております。それから、いま監理局長からのお話、よくわかりました。

そこで、これからいよいよ実用化に入ってもよろしいというふうな段階まで来たわけですね。したがって、もう少し詰めた話を伺いたいたいですね。地上から衛星への電波は十四ギガヘルツですね。それから今度衛星からおりてくるのが十二ギガヘルツで、SHFだかの電波を使うのです。この送信のパワーはどのくらいのものでよろしいのですか。恐らく何百ワットとか何キロとかいうようなものでなくて、非常に小電力でやれると思うのですが、いま使っているのは大体どのくらいのものでやっているのですか。それから周波数もちょうと教えてもらいたいですね。

○平野政府委員 ただいま実験中のBSから降ってまいります周波数は、先ほど申しましたように十二ギガヘルツでございます。それで、現在の機能といたしましては、カラーテレビ二チャンネルのトランスポンダーが積んでございます。したがって、二チャンネル同時に空から降らせることが可能な状態になってございます。

それで、空から降ってまいります電波の強さでございますけれども、これは実は現在におきましては、世界最大の電力と申しますか、TWTと申しますが、二百ワットの送信管を使いまして空からの電波を放射しておる、こういう状況でございます。

通信衛星と……(鈴木(強)委員「周波数、下から上」と呼ぶ)下から上へいわゆる番組を注入いたします電力といたしましては十四ギガヘルツ帯でございますけれども、パワー二キロワット及び二百ワット両方の電力が使用できるような状態になってございます。

○鈴木(強)委員 ところで、使用周波数は、○平野政府委員 申し上げました十四ギガヘルツ帯でございます。十四で上がります十二で降ってくる、こういう状態になっておりますので、下から番組を挿入いたしますのは十四ギガヘルツで挿入をする。これを二キロワットの電力と二百ワットの電力とを切りかえて送信することができるといふ状態になっております。

○鈴木(強)委員 それで、二百ワットが一つですね。それから二キロワットが一つでしよう。これはどうしてそんなにパワーが違うのですか。二百でも可能なんですか。二百で可能なら二百でいいじゃないですか。これはどういうわけですか。

○平野政府委員 お答え申し上げます。通信衛星と違いまして、いわゆる衛星サイドから申し上げますと、各家庭に直接受信が可能でございます。そういうに衛星の電力はできるだけ上げる必要があるわけでございます。それに対して通信衛星の場合にはその考慮は不必要。一方下からの送信電力につきましては、大きなアンテナで、たとえば鹿島の電波研究所をいま使用しておりますけれども、大きなパラボラアンテナで送信を可能にいたします場合にはパラボラアンテナの利得がかけられるわけでございますので、最小の電力で相応の受信が可能になる、こういうことに相なります。一方、先ほど御説明をいたしましたような移動用でございますとか割り込み中継用でございますとか、非常に小さなアンテナで送信をせざるを得ないという場合には地上側の送信電力を大きくしてやる、こういうふうな状況になってございます。

○鈴木(強)委員 これは将来難視聴解決に非常に役立つことはもちろんですが、同時に簡単な送信施設で中継ができる、そういうメリットがあるのじゃないかというので私たちが期待をしておるわけなんです。二百ワットないし二キロワットということになるのちよつと問題になるでしょうけれども、たとえば、アナウンサーが携帯用のポータブルを持って、そして自分で背中によつて、そ

れから衛星に向けて、歩きながら中継できるというふうな時代が来るのではないかと期待を持っております。したがって、最小限度の出力で、そのアンテナの大きさによるものでございまして、それはいわゆるマイクログループでどこか中継所を置いてやればよいわけですから、そういうふうな形で簡単に、どこへでも、山の上にも行って景色はいいですよというふうなことをやっております。ああいうものがこの放送衛星を通じてやれる。その送信の設備というものがきわめて小さくて済めば、送信機を担ぎ歩きながらどこへでも行って中継できるといふようなことで非常に便利があるのじゃないかと思うのですが、そういうふうなことについての詳細な実験というのはやっておりますか。

○平野政府委員 現在BSによりまして実験は、最も基本的な実験に終始をいたしております。ただいま先生が御指摘のような実験につきまして、このBSの実験とは別にいろいろと調査研究を始めておるという状況でございます。

先ほど先生おっしゃいましたように、アナウンサーが簡易な送信機を持って衛星と直接コンタクトをする、そういうことができるようにいたしますためには、やはり衛星側の空中線をきわめて大きな空中線にする必要があるわけでございます。そうして地上からの電波が非常に弱くても衛星側でピックアップできるという状態が必要でございます。そのような大型空中線の研究というものを電波研究所等も心がけようとしておるわけでございます。

一方、それに至る道程といたしましては、先ほど御指摘ございましたように、どこか空とコンタクトできるような中継局を使用する。これは固定的な施設でございますので、どうしてもアナウンサーが行動する範囲に限界があるわけでございまして、将来は応用問題としてそのようなことが放送事業者によりまして検討されるのではなからうか、多分NHKはそのような検討も行っておるというふうな承知しております。

○鈴木(強)委員 きょうNHK側の御出席をお願いしておりますのでそれは別途伺いすることにしまして、平野局長のお話で、可能性はかなりあるというふうに理解しておきますから、ひとつ電波研の方でもNHKとタイアップして、そういう特殊な、非常に喜ばれるようなものができるといふ形に持っていってほしいと思うのです。特に静止衛星なんかは大変御苦労いただいて成功しましたね。これは一チャンネルで四十六も使えるわけですから。放送衛星の割り当ては八つでしたね。ですから、その七つの中で使って、一チャンネルをそういうふうに向ければ、非常に効果のある放送ができるわけですから、私はできないことはないように思いますので、そういったことも鋭意研究をお願いしたいと思っております。

そこで、いまのBSからのいろいろな受信の実験というのは、事業団の方ではやっておられないのでしょうか。現在は日本列島の九カ所で受信局を設けてそこでやっておられるわけですが、先ほどの評価四程度で、本土全体はそれでよろしい、小笠原、沖縄方面でも、これはちよっとアンテナが大きいようだけれども、それにしても四程度の画像が得られるということですから、もうほとんどやつてもよろしいということまで来ていると思うのですが、これを受信する場合、今度は利用者が特殊なアンテナがなければできないでしょう。そういうことについての研究はどうなっているか。コンバーター、パラボラアンテナというようなものがつけられると思うのですけれども、そういうふうな実験の経過というものはどうなんでしょうか。そういうものの上に立って評価四というものが出ていると思えますけれども、その過程の作業はどんなものなんですか。

○平野政府委員 お答え申し上げます。
放送衛星からのテレビジョン放送を一般の家庭におきまして受信するためには、御指摘のような小型のアンテナ及びアダプターが必要になるわけでございます。現在市販されておるテレビの受信機

だけでは使えないわけでございます。できるだけ各家庭で、屋根の上でございますとか近くのポールに取りつけが可能な、できればメートル以下の小型のパラボラアンテナ、及び先ほど申しましたように十二ギガヘルツという非常に高い周波数で降ってまいりますので、現在市販の家庭用の受信機は、いわゆるVHFとかUHFとか、百メガヘルツ台あるいは二百メガヘルツ台の受信しかできませんので、それに交換をいたしますアダプターが必要になるわけでございます。

それで、小型のパラボラアンテナ及びアダプターの研究につきましては、実はNHKが非常に早くから手をつけまして、当初から世界各国の注目するところに相なったわけでございます。すでにアメリカが自前の実験用の放送衛星で実験をいたしましたり、あるいはインドで実験をいたしましたり、もう一度持ち帰って実験をするときには実はNHK型の受信機を使用した、非常に驚いたというのを聞いております。その後におきましてNHKはみぎをきをかけてまして、最近では非常に簡易に製作が可能なるような軽量かつ小型化された、なおかつコストの安くなる見込みのあるような研究開発にほぼ成功したというふうに出ております。そういう成果が、実は最近新聞にも出ておりましたけれども、都市の難視対策用の十二ギガヘルツを使用いたしました足立区の受信対策にも役に立っているということでございます。これは一にそういう研究開発と同時に、量産体制がどうなるか、海外でも使われる、それからNHKだけではなくて国内の各メーカーも相当こういった研究には力を入れておるようについておりますが、そういったものが量産されれば、いいものが安く手に入るという期待を持っております。

○鈴木(強)委員 そうすると、アダプターとかコンバーターとか知りませんが、パラボラアンテナとかそういうものを含めて、どの程度個人が負担をしなければならぬのか、そういう目安もまだないのでしょうか。何万円程度とか、そういうようなものについてはないのでございましょうか。V

からUに行く場合でも、オールチャンネルにする場合には大変な問題になったことですね。今度はSに移行することになると、また違った負担を受信者はしなければならぬわけですから、そういう意味では、これだけの個人の負担をしようというのを早い時期に周知し、国民の理解を得ることが必要でしょう。またメーカーサイドもその時期に合わせていろいろ相談もなされるのでございまして、量産体制に行くにはどの程度の需要が予測されるのか、その点を考えるためにも、早くその体制をつくる必要があるのではないのでしょうか。そういう意味において、もしわかつていたひ督励してもらいたい。わかつていなかったら、ぜひ督励してもらいたい。

○平野政府委員 実はまだ相当動いておる状況でございますので、確定したことを申し上げるのはちよっと早いかなと思っております。実は推定をしたわけでございます。生産台数が問題だということも申し上げたわけでございますが、昭和二十年代後半から三十年代にかけての白黒テレビ受像機の生産普及の経過、これを参考にいたしました。実用の初期段階では、年間一万台から一万台、普及段階では年間十万台程度の生産を想定をいたしました。受信装置の価格を試算いたしますと、受信形態がいわゆる個別受信、各家庭でパラボラアンテナの直径約一メートルのものを掲げまして受信をする、これを個別受信というふうに申し上げておきます。それに対して共同受信、これは五、六世帯で共同受信をする、そのような場合には、パラボラアンテナの直径一・六メートルぐらいのものを使用する。その二つにつきまして、実用の初期段階の場合とそれから普及段階の場合とを試算いたしますと、個別受信で初期段階が十五ないし二十五万円でございます。同じ初期段階で共同受信の場合が、一世帯当たりで六ないし十万円でございます。それに対して普及段階に入りましますと、個別受信の場合で六ないし八万円、共同受信の場合には一世帯当たりで四ないし七万円、

ちよっと幅がございませけれども、こういう推定ができるわけでございます。

○鈴木(強)委員 これはちよっと高いですね。だからもう少し普及して、量産して、コストダウンをするような形をとられた方がいいと思います。ですからその点、もう少し自信のある研究をされて、成果を発表して、さあこれでいけるのだというのを早く国民の前に示して理解をしていただくようにお願いをしておきます。

時間が余りありませんが、これからいよいよ五十七年度に通信衛星二号A、五十八年度に二号Bを打ち上げるわけですね。放送衛星は五十八年に打ち上げるわけですか。これを打ち上げるのには、衛星の目方は、放送衛星の方は五百キロ以上、通信衛星の場合は三百五十キロぐらいになるのですか。だから問題はロケットだ。これは松浦さん、ロケットの開発については私は前からずいぶん言っておるのですけれども、まだなかなか人の手を借りなければできないというふうな情けない状態にあるわけだけれども、せめて実用化衛星を打ち上げる段階には、日本の自力で、いまのNIIロケットですか、そういうロケットの開発をしていただいて、自力で打ち上げるような自信と確信はあります。

○松浦参考人 お答え申し上げます。
ただいま五十七年度、五十八年度にかけまして御要望のございます通信衛星二号A、Bでございますが、これを打ち上げますロケットは、先般アメリカに依頼いたして打ち上げてもらいましたときに、アメリカが使ったロケットとほぼ同等の性能を持ったロケットを国内でつくりまして、これを用いて打ち上げる、種子島から打ち上げるという予定でございまして。
このロケットは五十五年度に地上で試験をいたします。これは打ち上げの訓練、それから打ち上げの整備の手順等習得するという意味がございまして、GTV—地上試験用のロケットということでございまして、これを用いまして射場で作業をいたします。

五十五年度の後期には技術試験衛星Ⅳ型というのを打ち上げる予定でございまして、このⅣ型ロケットのテストフライトでございまして、

その後五十六年度に気象衛星の二号でございまして、これをやはりⅣ型ロケットによりまして種子島から打ち上げるという予定にいたしております。このロケットの製作につきましては、一部性能向上等の改善を図らなければならないわけでございまして、これらの作業はいままで順調に進んでおりまして、予算の面につきましてもお認めを

ちようだいいたしております関係もございまして、いま申し上げました予定でこのⅣ型ロケットは製作可能だというふうに私たちは確信を持っております。これを用いまして打ち上げるわけでございますから、先生のおっしゃるようなことは十分御要望に沿えるというふうに考えておるわけでございまして、

○鈴木(強)委員 自信のあるお話を承りまして心強く思いましたが、ぜひひとつ御成功をお祈りしておきます。

それから、さっきのECSの電波が途絶してありますが、それに対して何か代替の星を打ち上げる計画があるのかどうか。それから五十七年、五十八年に打ち上げる星、打ち上げ料から何から、星の本体の製造費から含めて、一つの星を打ち上げるのには幾らの金がかかりますか。Ⅳ型ロケットを使つてやるというのですから、それを含めまして概算でどれくらいになりますか。その二つを御両所から……。結論だけでいいです。

○松浦参考人 必要な費用の問題でございまして、これにつきましてはロケットにいたしましては人工衛星にいたしまして、逐次国産率は上がっております。それとも若干の関連はあるわけでございますが、通信衛星の二号機A、Bを打ち上げる、この業務に関する限り大体五百四十億程度のお金でございまして、その後のものにつきましては、衛星の種類によりまして若干の差が出てまいるかと思ひますが、二つの衛星を打ち上げるの

に、一切合財含めまして大体いま申し上げました五百四十億円というのを試算いたしております。

○鈴木(強)委員 BSとCSと両方合わせての打ち上げも入れて全部ですか。それをちよつとはっきりしてもらいたいのですよ。二つで五百何億ですか。

○松浦参考人 通信衛星関係だけでございまして、放送衛星の方はまだ御要望の仕様その他につきまして現在協議中でございまして、まだ試算をいたしております。

○平野政府委員 ただいまの事業団の理事長の御発言を若干補足をさせていただきますと、通信衛星につきましましては、製作、打ち上げ費が予備機を含めて約五百四十億ということでございます。

それで、放送衛星につきましましては、先ほど来申し上げておりますように、宇宙開発委員会御決定の五十三年度における宇宙開発計画の中ではまだ時期が明瞭に示されておられませんので、今後開発計画にございまして、関係方面と十分に詰めてまいりたい。しかし、現在上がつております通信衛星それから放送衛星につきましましては、放送衛星に若干の開発要素が入るわけでございますので、通信衛星とほぼ同じ約五百四十億をめぐりに詰めてまいりたい、このように考えております。

それから、先ほどの「あやめ」の今後の問題でございまして、これは五十三年度決定の宇宙開発計画の中におきましても、「あやめ」のふぐあいにつきましまして、先生の申されましたように十分にチェックをして原因を探究して、その上で、いわゆる必要な若干の手入れをした上でできるだけ早く打ち上げる、こういうことになっております。そして、郵政省もそれを期待しておるわけですが、それで「あやめ」の予備機につきましましては、衛星本体はもうすでにでき上がっております。チェックをしておる最中、それからロケットにつきましても近々できる目算がついてきておるといふふうに聞いておまして、私どももいたしましては、できることならばことと同じ、大体来年の二月ごろには打ち上げてもらいたい、実験を早くいたしたい、こういうふうに存じております。

○鈴木(強)委員 私いまの局長の意見に賛成です。だからこのECSが、原因は追及してもらつても、もう生き返ってくる可能性はほとんど不可能でしょう。であれば、やはりその時期を判断して、早く代替のものを打ち上げて、所期の目的の研究をやるために打ち上げたのだからそういうようにしていただきたい。幸い、予備機が完成に近いようですから、あとはロケットの方でしよから、ぜひひとつよろしく願ひします。

それから、今度はこの法案の中にかかってくるのですけれども、その前にちよつと伺つておきたいのは、きよう電電公社においていたしているのですけれども、山口さん、電電公社としては出資もされておるようですね、将来通信衛星をどういうように使おうとしているのか、その一つの基本的な計画を持っておられたら、もちろん持つておられると思うのですけれども、説明していただければいいか。

○山口説明員 CS、実用通信衛星の利用につきましては、もとより電電公社でも十年ほど前から通信衛星について技術的な検討はしておたわけでございますが、その利用の形態といたしまして三つばかりの大きな柱をつくつておりまして、一つは災害時の通信の確保ということでございます。二つ目は離島、僻地への通信回線の作成に利用したい、三つ目に臨時回線を設定する場合に使用したい、こういうふうな目的でございまして、御承知のように、電電公社でもこの通信の信頼性の確保につきましては、地上の施設を使ひまして市街局間は多ルート化していくと、そういった施設を使ひますとやはり限界でございまして、

一〇〇%確保するというのは大変むずかしい場合でございます。したがうして、この衛星を使うことによりまして、回線数については十分でございます。ませんで、回線数については十分でございます。水害とか、そういった場合におきます通信の途絶を絶対避けるという意味でこれを使ひたいということが一つでございます。

二つ目の離島、僻地につきましましては、これは通信衛星方式でまいりますと、一度の中継でもって日本全国をカバーできるわけでございまして、地上の距離に關係なく、多数の地点で離島なり僻地なりの通信が容易にできる、こういうふうに考えられますので、離島、僻地間の通信回線にこの衛星を使ひたいというふうに考えております。

最後の臨時回線等につきましては、いろいろな催し物とかの場合に臨時回線を設定したいというようにございまして、あるいはテレビの回線を作成することもできます。とともに、地震等で異常なことが起こった場合にはこの星を使うことによつて救済が可能だ、こんなことを実は考えておりました、そのほかにも、こういった衛星通信方式は将来非常に豊かな将来性を持った技術でございまして、ぜひともこういった衛星通信方式については公社も実用に参加させていただきたい、このように考えておるわけであります。

○鈴木(強)委員 そうすると、大まかに三本の柱を立てておられますが、実際にどの程度のものが必要になるのかというところは現段階ではわからないわけですね。

○山口説明員 お答えします。総体的に、ではどんな大きさといひますが、回線数が何回線あればいいかということにつきましては、いろいろの要求から算定しますわけですが、現在まだそこまでは確定はしておりません。むしろ逆で、現在の技術で打ち上げられますロケットの中のトランスポンダーといひますが、中継器の容量でもって回線数が決まるといふのが現状だと思ひますので、やはりその範囲内で公社は使つていくことにならうかと思ひます。

○鈴木(強)委員 現在のマイクローエーブから比べてみると非常にメリットはあると思うのですが、まず中継が要りませんよね。つまり、電波が弱くなりますからどうしても中継が必要でなければ

ども、そういう点はなくないので、非常災害時の場合なんかは私に非常利用価値があると思うのです。そういうときがいつ来るかわかりませんよね。もちろん地上の施設との関係もありますけれども、そういう場合に、非常災害が来た、その回線は優先的に電電公社にあるいは地方自治体の防災無線、いろいろありますが、そういうものが全体的に、優先的に使用できる、そういうことは運営の中で何か取り決めようとしているのですか。

○山口説明員 現在まだ最終的に決めていたいたわけではございませんが、大体の予定としましては、この星のトランスポンダー八台のうち電電公社で六台利用させていただくことになると思うのでございますが、その際に、電話回線で換算いたしますと約三千回線ぐらいたれると思っております。したがって、その三千回線を、現在は全国総括局のうち四つの総括局を選んでおりますが、そこに固定局をつくりまして三千回線の配分等考え、あるいは離島も考えまして今後回線数を決定していきたい、このように考えております。

○鈴木(強)委員 これはどこで答えたいのかかわりませんが、たとえば、いまNHKなり民間放送が電電公社のマイクロウェーブを専用回線として借りて、公社は使ってもらっていますね。今度の放送衛星についての管理は機構の中でやるわけですから、そうすると、たとえば民間放送局が借りたい、使いたいというときには、これは一体どこへ申し込んで、どうなるのですか。

○平野政府委員 ただいま電電公社の施設局長からお話ございましたように、まだ確定ではございませんけれども、実用の通信衛星ハトランスポンダーのうち六トランスポンダーを電電公社が公衆通信のために専用する、残りの二トランスポンダーを国民の生命、財産の保全等のための関係省庁が専用する、こういう形になりますと、機構が貸与すべきチャンネル数がなくなるわけでございます。もう実用の通信衛星、第一世代の通信衛星はトランスポンダーにあきがない、こういう形になるわけでございます。したがって、もし民

放が全国のテレビジョン番組伝送のための回線に使いたい、そのような場合には、これはやはり従来どおり電電公社の公衆通信業務を借りるという形態になるときに、ひとつ宇宙を使わしてもらえぬかどうか、こういう話に相なるうかと思うのです。現在、地上系におきましては、先生十分御承知のように、電電公社は、いわゆる専用したいというお申し込みがございましたならば、有線無線を問わずいっしょの専用貸与をしておりますので、これに宇宙が加わった。ただし宇宙の場合には、先ほど来お話がございましたように、本来の公衆通信目的よりは、災害対策でございまして、マインクロあるいはケーブルで張ろうとするとはほぼ可能に近いような離島でございまして、あるいは辺地に使いたいというところもございまして、これは私の想像でございまして、そういう話し合いになるのではなからうか、こう存じております。

○鈴木(強)委員 時間がなくなりましたので、事業団がいままでいろいろと打ち上げ後の管理運営をされておったので、そのままだの二つの星の運営がやれないのかどうか、こういう基本的な問題が一つ残っているわけですが、それは時間の関係でできません。

それからもう一つは、大気圏に打ち上げられていく星の数は約六千個ある。これがときどき落下してくるのです。一九六二年に米国のシアトル北方約三十五キロでロード上にソ連のものが落ちてきた。それから一九七〇年にソ連人工衛星コスモス313の破片がテキサスに落ちてきた。一九七五年一月にもアメリカのサターンV型ロケットが落ちてきた。一九七三年にもアメリカのスカイラブが落ちてきた。こういうことによつて人類に非常な被害を与える危険性があるわけですね。したがって、わが国としては、宇宙物体により引き起こされる損害について国際的責任に関する条約というのがありますが、これに加入し、またはこれに加入することに伴って出てくる国内法の改正、こういったものを整備するこ

とが一つ。

それから今度は電波法の改正で、海上人命安全条約の発効条件、これとの関連で電波法の改正が出ておりますが、この条約の批准についても、一体いつ批准しようとするのか。批准を見越して法律の方が先に出てきている、こういう問題も一つあるわけですね。

ですから、そういう問題点がまだございますので、時間が来ましたからやめなければならぬので、すけれども、ちょっと重要なところですから、その点だけ簡単にひとつ説明していただいて、また後は次回に譲ることにして終わります。

○平野政府委員 お答え申し上げます。まず、科学技術庁が検討を進めてまいっております。宇宙物体打ち上げ規制法案につきましては、宇宙関連三条約の加入に関連をいたしまして、宇宙物体の打ち上げ等に伴う災害、汚染の発生防止及び損害賠償措置を法制化するた

めのものであったというふうに向っておりますけれども、関係方面との打ち合わせに時間を取りまして、今国会では見送らざるを得ないというふうに向っております。

それから、海上人命安全条約でございしますが、現在ございします五百キロヘルツによる電波のSOSでございしますが、これを今度は、これに加えて、一九七四年の条約によりまして電話の二一八二でも自動的に聴取できるという体制にしようというのが主たる目的でございします。これにつきましても、条約の批准は外務省の御担当でござい

ますけれども、電波法の改正とあわせて国会に御提出がなされておるといふふうに向っておりますので、ぜひひとつ今国会で御審議をよろしくお願いを申し上げたいと存する次第でございします。

それから、先ほどの地上に落下する問題でござい

ますけれども、私も考えております静止通信衛星につきましても、これはもういままでの前例にかんがみましても決して落下はしてこない。いわゆる三万六千キロメートル上空をせいいぜい周回をする程度、こういうふうに向っております。(鈴木(強)委員「現実に落ちてくるのだからね」と呼ぶ)その内容につきましても、私はよく承知はしないわけ

でございますけれども、多分静止通信衛星ではなかつたんじゃないか、いわゆる移動衛星と申しまして、三万六千キロメートル上空ではなくて千キロメートルあるいはそれ以下の高度で周回するとい

うようなものにつきましては、私もそのおそれはないにしてもあらずというふうに向っております。以上でございします。

○鈴木(強)委員 いやこれは非常に重大なことで、ロケットの破片が落下してくる例だってあるのです。ですから、本体でなくともそういうことがあるから、そういう人たちの人命を守るということをやりたい考えないと、星だけどどんどん打ち上げられてそういうことに対する対策がとられてはいかぬのです。ですから、ロケットの破片を含めて、そういう安全対策についてちゃんとしておきなさいというのを私は言っているのです。

○平野政府委員 若干私の説明が不足らざったかと思ひますけれども、先ほど来御説明してお

りますように、宇宙三法につきましてはできるだけ早くひとつ国会に御提出をしてお認めをいただけるようにわれわれも努力をしております。と思いますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木(強)委員 次は、野口幸一君。

○野口委員 同僚議員などがいろいろこの法案

につきましても御質問を続けておられますので、少しく変わった点からお尋ねをして理解を深めたいと存じます。

まず、私が過日本会議におきまして大臣にお尋ねをする際に当たりました、その前段で趣旨説明をなされたわけでありまして、その趣旨説明の際に述べ

○野口委員 私が言うのは、条文というか、この機構法案の中にその意思があるということをしるという具体的を書いてありますから、私も認めるというのですね。しかし、それは一番初めにこの法案をお書きになるときに、一項設けてそのことが明らかにされなければならないのではないかと、いうことを申し上げているわけですから、そうすると、その必要性がないとおっしゃるのですか。具体的に書いてあるからそれは要らないのだ……。

○平野政府委員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、通信衛星、放送衛星の具体的な姿勢、位置等をコントロールすることを通じて人工衛星が管理されるわけでございますので、そのような理解に基づいて実効的に郵政大臣の管理監督権が機構の中に入っておりまして、そして機構は、法律にございますような業務遂行の中にその反映としての管理監督の実態を示し得るというふうに理解をしておるわけでございます。

○野口委員 そうしますと、第六章の「監督命令」第三十九条「郵政大臣は、」云々というこの一番最後の「監督上必要な命令をすることができ」ということに弱めて書いてあるわけでありまして、監督上必要な命令を行うことが実施するということのじゃなくて、行うことができるというように、常々はやらないような表現のように非常にやわらかく表現はしてありますが、その辺の關係はそれではどうおっしゃるうとしておるのですか。

○平野政府委員 三十九条につきましては、確かに文言上「することができ」という書きぶりになっておるわけでございますが、これはいわゆる特殊法人、認可法人の一般例の表現にならったわけでございます。事の軽重と申しますか、特にこの機構につきましても国民の福祉の向上にとりまして公共的にも非常に重要な機構でございますので、郵政大臣といたしましては「することができ」という書きぶりであるにいたしまして、十二分に管理監督の責任を果たす言動をとるべきものというふうに理解をしておるわけでございます。

○野口委員 では次に移りまして、それでインマルサットの条約とインテルサットの条約に、つまり宇宙部分の施設を提供したはその使用を開始することの意図のある場合は当該条約国はこの施設を云々という言葉がありますが、いわば通知をしなければならぬというこの義務ですが、これは国が行うということであって、機構そのものには關係ないということなんですか。

○平野政府委員 お答え申し上げます。

CS、BSの打ち上げに伴うインテルサットの調整手続の關係かと存じますけれども、この衛星の打ち上げに伴いますインテルサットの調整手続につきましても、郵政省が十分に機構を管理監督したしなからその責めを果たしていくという性格のものかと思ひます。要するに国が責任をとるべき範疇であるう、こういうふうに存じております。

○野口委員 わかりました。

それでは一条に書いてあります「宇宙における無線通信の普及発達」という言葉があるのですけれども、これは具体的にどういうことを言うのですか。

○平野政府委員 お答えを申し上げます。

先生御承知のように、電波法におきましても、周波数の効率的な利用を確保することによって国民の福祉の向上に資する、その反面といたしましては通信の普及発達を考慮しておる、こういうことでございます。また放送法におきましても、放送のできるだけの普及を確保する、こういう表現が諸所に見られるわけでございます。同じような意味におきまして、通信衛星、放送衛星をいわゆる管理運用をいたしまして国民の福祉の向上を図る際に、特に重要なポイントといたしましては、ただいま先生が申されましたように、宇宙における無線通信の普及発達を図ることと共通である、等値であるというふうに考えておるわけでございます。

○野口委員 何かずいぶん遠いところから背中をかくているような感じがしてしょうがないのですけれども、目的というところは、どの法案でもそうなんですか、美しい言葉が初めに並べられてくるわけですか、仕事の内容なりを見てみると、宇宙における無線通信の普及発達までこの機構がおやりになるように思えない感じがするのです。仕事の一番最後のところ、その他の項として「前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務」ということでお尋

げになっていらつしやいますから、ここで仕事をしなだと言われればそれまでのことなんでありませうけれども、しかし先ほど申しましたように、監督管理ということは、具体的にいわば衛星を動かして正常な運行というものを行わせるだけですが仕事なんだというふうに理解してはいけないのですか。もっと高度なものをここに求めていらつしやるわけなんですか。

○平野政府委員 宇宙における無線通信の普及発達を図るという文字でございすけれども、ただいま先生が御指摘になりましたように、機構が高度の技術と多額の資金を結集をいたしまして、衛星通信及び衛星放送の実施のために必要となる通信衛星及び放送衛星を打ち上げてこれを管制し、これらの衛星に搭載された無線設備の提供等の業務を効率的に行うことによりましてわが国の衛星通信及び衛星放送の普及発達に寄与する、これが即無線通信の普及発達を図ることにつながるのだ、あるという考え方は全くそのとおりでございますけれども、なおかつ電波の有効な利用を図るという観点から、やはり機構といたしましては、宇宙通信と地上の通信との対応でございますとか、そういういたものを十二分に把握することによりまして将来のこの機構のあり方、ひいては宇宙における無線通信の普及発達に資する必要がある、であるというふうに考えるわけでございます。

○野口委員 機構をつくるという側にお立ちになる方はいろいろと理屈をおつけになるだろうと思ひますが、そんなに大きなものを頭にひっかけてやらなければならぬような機構ではなさそうに感じがしてなりませぬし、そして衛星そのものの打ち上げは他に委託をしてやるんだというようにことが業務として明らかにされておるわけでありまして、どうもこの機構が衛星本体についての所有権がない、そして事業経営の性格を持つている事業体にしやうとしておられるような感じがするのだけれども、衛星そのものの所有権を放棄をして管理権だけを自分のところが持つて、そしてその衛星を動かすだけ、動かすと言つて、言葉が簡単なんです

が、制御を行うことによつてのみこの機構が存在をしようとするような感じがしてならないのでありませう。これは私は少しひがんで物を言っているかも知れませんが、どうも大げさに物を扱い過ぎていふような感じがしてならないわけでありませうが、その点はどういうように――まあ、そう言えはそうじゃありませんとおっしゃるでしようけれども、私も本会議でも質問をいたしました、あつてはならぬことですが、何か高級官僚の天下り機關をおつくりになるようなものを目的として、何とか押しつけるものはないだろうかというところでおつくりになったような感じがしてならないわけですが、その辺のところはどう明らかに解明していただけますか。

○平野政府委員 設立当初におきましてはこの機構に財政基盤が十分ございせんので、また開発要素に見合う国の出資があるということなどから、過渡的な問題といたしまして衛星の所有権を持たない形で業務を行うことになっておるわけでございますけれども、われわれといたしましては、将来この機構は衛星の所有権を持った形で業務を行うことが主たる業務形態となるようにその努力を重ねるべきである、こういうふうに存じておるわけでございます。

また一方、この法人を新たに作る理由、新たに設立をする理由のお尋ねに關連をいたしました、いままでの御説明をしましてまいりましたように、この地上系に加えて、衛星による通信あるいは放送というものが国際的にも国内的にも技術が非常に確立されてまいりましたし、しかもその需要がある、これからますますその需要が広がっていくであろうということをお察しいたしました場合に、その技術の高度性でございまして、あるいは多額のお金が必要になる問題でございまして、あるいは必要になるという高度の知識を持ちました要員が必要になるといふような観点からいたしまして、しかも人類あるいは国民の有限な資源である衛星の軌道あるいは周波数を独占的に専用す

かすだけ、動かすと言つて、言葉が簡単なんです、制御を行うことによつてのみこの機構が存在をしようとするような感じがしてならないのでありませう。これは私は少しひがんで物を言っているかも知れませんが、どうも大げさに物を扱い過ぎていふような感じがしてならないわけでありませうが、その点はどういうように――まあ、そう言えはそうじゃありませんとおっしゃるでしようけれども、私も本会議でも質問をいたしました、あつてはならぬことですが、何か高級官僚の天下り機關をおつくりになるようなものを目的として、何とか押しつけるものはないだろうかというところでおつくりになったような感じがしてならないわけですが、その辺のところはどう明らかに解明していただけますか。

る、しかも業務の内容が非常に公共性の高い業務である、一方その内容が民間の事業として行われるべき性格も持つておるといふような諸点を勘案をいたしまして、新しい法人の設立が必要不可欠であるという認識をしておるわけでございまして、その点御理解を賜りたいと存じます。

○野口委員 それでは最後になりますが、いわゆる衛星に関する権利関係につきまして、先ほどもちょっと若干申し上げたのでありますけれども、いわゆる運用権とそれから所有権の関係ですが、この所有権がないままに運用権がここで施行されていくということについての保障といえますか、それらが先行し得る、機構がそのことを持つておる部分については関係法例に照らして業務遂行をしていくんだ、こうおっしゃっておられますが、それはどこでどの法を運用されるのか、それだけお聞かせをいただいて質問を終わります。

○平野政府委員 お答え申し上げます。

第一世代の実用衛星の所有権につきましては、利用いたします機関と宇宙開発事業団が衛星の製作、打ち上げに要する経費を分担することになっておりますので、経費分担比率に応じてそれぞれの機関が共有するという形にならざるを得ないわけでございます。

一方、CS2の管理運用でございすけれども、これは機構が一元的に行うことになっております。このように、CS2の所有権を有するものと管理運用を行うものが分離しておるといふことにつきましては、このCS2の管理運用の問題は衛星の所有権との関係のみで決めるべき問題ではございませんで、CS2の効率的な管理運用を確保する観点から決めるべき問題であるというふうに存じておりまして、複数の利用者が見込まれますので、これらの利用者間の調整を公平かつ妥当に行う必要があること、複数の利用者が衛星搭載無線設備を共同で利用することから権利義務関係をできるだけ単純化しておくことが望ましいであろうということ、あるいはこのCS2が開発衛星

でもございすし、またその設計、製作を宇宙開発事業団が行いますことから、この宇宙開発事業団との関係でユーザーを代表する権利義務の主体が必要である、そういった種々の条件等を考察をいたしまして、機構が一元的にCS2の管理運用を行うことが適当であるというふうに判断をしたわけでございます。

○野口委員 終わります。

○石野委員長 次回は、来たる五月九日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十三分散会

昭和五十四年五月十五日印刷

昭和五十四年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K